

第91回 定時株主総会 招集ご通知

2022年4月1日～2023年3月31日

【株主総会資料の電子提供制度の施行について】
電子提供制度が施行されましたが、制度施行から間もないため、議決権を有するすべての株主様に書面でも従来と同様の株主総会資料を送付いたします。従いまして、本招集ご通知は書面交付請求された株主様に交付する書面と同じものです。

【新型コロナウイルスに関するお知らせ】
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

日 時

2023年6月21日（水曜日）午前10時

場 所

東京都千代田区外神田二丁目16番2号
神田明神 明神会館

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

今後、株主総会の開催・運営に関して変更等がある場合は、当社ウェブサイトに掲載いたします。<https://www.chemiphar.co.jp/>

目 次

第91回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	3
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 取締役8名選任の件	
事業報告	13
計算書類等	39
監査報告書	44

株主総会にご出席の株主様へのお土産を取りやめております。

(証券コード 4539)
(発送日) 2023年5月30日

株 主 各 位

東京都千代田区岩本町二丁目2番3号
日本ケミファ株式会社
代表取締役社長 山 口 一 城

第91回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第91回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト https://www.chemiphar.co.jp/ir/stocks_information/shareholder.html

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイトアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「日本ケミファ」又は「コード」に当社証券コード「4539」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネット等により議決権を行使することができますので、3頁からの「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月20日（火曜日）午後5時30分までに行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

1. 日時	2023年6月21日（水曜日）午前10時
2. 場所	東京都千代田区外神田二丁目16番2号 神田明神 明神会館 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の 目的事項	報告事項 1. 第91期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第91期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役8名選任の件

以上

- ~~~~~
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様にお送りする書面からも記載を省略することとしておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
- ①事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」及び「当社の支配に関する基本方針」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- なお、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類、並びに会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知のほか、上記①から③に係る情報も含まれています。
- ◎本定時株主総会の決議結果は、書面による決議通知のご送付に代えて、本定時株主総会の終了後、前頁に記載のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。




**書面（郵送）により
議決権を行使される場合**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月20日（火曜日）
午後5時30分到着分まで



**インターネット等により
議決権を行使される場合**

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月20日（火曜日）
午後5時30分入力完了分まで



**株主総会に
ご出席される場合**

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

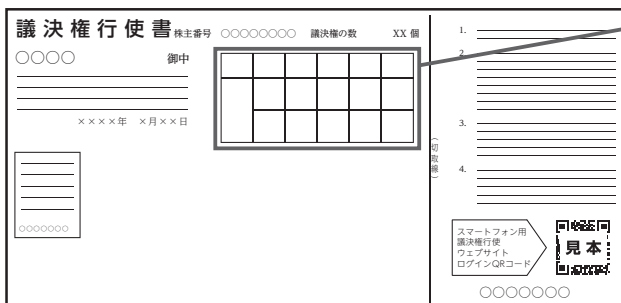
日 時

2023年6月21日（水曜日）
午前10時

議決権行使のお取り扱い

- ①議決権行使書面において、各議案に対して賛否の表示をしないときには、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- ②書面（郵送）及びインターネット等により重複して議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ③議決権を同一方法により重複して行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ④定款の定めにより、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインのQRコード

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

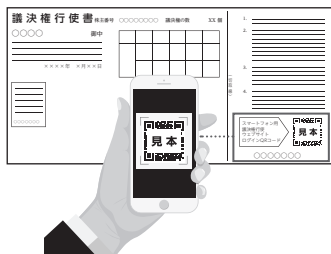
※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

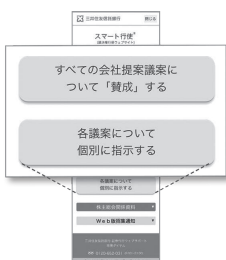
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

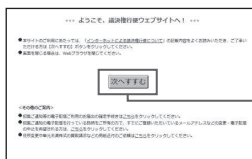
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワード を入力する方法

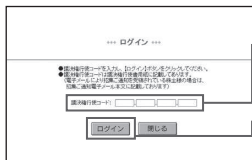
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

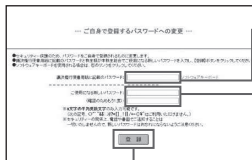
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要政策の一つとして位置付けており、将来の成長に資する投資と資本蓄積による財務体質強化とのバランスを取りつつ、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

上記方針に基づき検討いたしました結果、当期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、厳しい経営環境及び今後の事業展開等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類…………… 金 銭

- ② 配当財産の割当に関する事項及びその総額…………… 当社普通株式1株につき金50円
配当総額 182,622,450円

- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日…………… 2023年6月22日

第2号議案

取締役8名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（6名）が任期満了となります。
 つきましては、経営体制及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社内取締役1名及び社外取締役1名を増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。
 なお、本議案が原案どおり承認された場合、取締役の3分の1以上は東京証券取引所が定める独立役員要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たします。
 取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	候補者属性	氏名	性別	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席回数（出席率）
1	再任	やまぐち かずし 山口一城	男性	代表取締役社長 代表執行役員社長	12/12回（100%）
2	再任	くつわ だ まさのり 轡田雅則	男性	取締役 専務執行役員 経営全般補佐／リスク管理・ 法令等遵守・薬事管理室・ 総務部・人事部・海外事業部・ グループ品質保証統括部・ 信頼性保証総括部担当	12/12回（100%）
3	再任	やまかわ とみお 山川富雄	男性	取締役 専務執行役員 創薬研究所・開発企画部・ 製剤技術開発部担当	12/12回（100%）
4	再任	やすもと まさひで 安本昌秀	男性	取締役 常務執行役員 情報システム部・広報室・ 臨床検査薬事業部担当兼 経営企画部長兼ヘルスケア部長	12/12回（100%）
5	新任	はやみず こうき 速水康紀	男性	執行役員 メディカルアフェアーズ部担当兼 開発企画部長	—/—回（—%）
6	再任 社外	はら だ ゆうじ 原田裕司	男性	社外取締役	12/12回（100%）
7	再任 社外	よしの まさき 吉野正己	男性	社外取締役	12/12回（100%）
8	新任 社外	おおむかい なおこ 大向尚子	女性	—	—/—回（—%）

再任 再任取締役候補者 **新任** 新任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者

- (注) 1. 社外取締役候補者である原田裕司氏及び吉野正己氏は、東京証券取引所が定める独立役員要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、同証券取引所に対して独立役員として届け出ております。
2. 新任社外取締役候補者である大向尚子氏は、東京証券取引所が定める独立役員要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしておりますが、候補者の所属する法律事務所の方針に従い、同証券取引所に対して独立役員として届出は行いません。

1 山口一城 (1958年7月23日生・男性)

企新営法財

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月	株式会社第一勧業銀行入行	1994年6月	代表取締役社長
1985年4月	当社入社	2001年6月	代表取締役社長 代表執行役員
1987年6月	取締役	2005年5月	代表取締役社長 代表執行役員社長 (現任)
1989年6月	常務取締役	<重要な兼職の状況>	
1990年6月	代表取締役専務取締役	ジャパンソファルシム株式会社代表取締役	
1993年6月	代表取締役副社長		

所有する当社株式数	108,238株	在任年数	36年	取締役会への出席状況 (2022年度) 取締役会：100% (12回/12回)
-----------	----------	------	-----	--

取締役候補者とした理由

山口一城氏は、長年にわたり当社の代表取締役として経営を担い、経営に関する高い見識と豊富な経験・人脈を有しております。2000年より独特の成長戦略として「ジェネリック医薬品」、「アルカリ治療剤」、「新薬開発」から成る「3つのミッション」を掲げ、足元で拡大するジェネリック医薬品市場に対応することで会社再建を果たし、さらに、臨床検査薬事業の主力製品であるアレルギースクリーニング機器・試薬、「ドロップスクリーン」の普及拡大を進めるなど、継続的な成長を見据えた事業の布石を打ち、当社を「イノベーションを生み出し、生み続けることのできる会社」にするため、様々な経営課題に対し着実に取り組んでおります。引き続き、今後も強いリーダーシップを発揮して経営を統括することで、当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、取締役候補者いたしました。

2 轡田雅則 (1955年6月3日生・男性)

企海法財

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月	株式会社三井銀行入行	2022年7月	取締役 専務執行役員 経営全般補佐/リスク管理・法令等遵守・薬事管理室・総務部・人事部・海外事業部・グループ品質保証統括部・信頼性保証統括部担当 (現任)
2006年4月	当社入社 総務部長	<重要な兼職の状況>	
2007年5月	執行役員 薬事管理室担当兼総務部長	Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd. Chairman	
2009年6月	取締役 執行役員 法令等遵守・薬事管理室・営業管理センター担当兼総務部長		
2013年4月	取締役 常務執行役員 リスク管理・法令等遵守・薬事管理室・総務部・海外事業部担当		
2015年4月	取締役 専務執行役員 経営全般補佐/リスク管理・法令等遵守・薬事管理室・総務部・海外事業部担当		

所有する当社株式数	11,113株	在任年数	14年	取締役会への出席状況 (2022年度) 取締役会：100% (12回/12回)
-----------	---------	------	-----	--

取締役候補者とした理由

轡田雅則氏は、金融機関を経て当社に入社し、以後、リスク管理、法令等遵守、総務、人事、薬事管理、海外事業、品質保証部門等の要職を務めており、事業及び会社経営について豊富な経験と見識等を有しております。これらの経験や知識を活かし、2009年6月の取締役就任以降、当社グループの重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たすとともに、ベトナム工場の立ち上げ、生産拡大をはじめ、ASEAN、中国での事業展開及び中東、アフリカの市場開拓を推進しており、引き続き当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、取締役候補者いたしました。

3 山川富雄 (1954年6月7日生・男性)

再任

企新海知

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月	当社入社	2017年4月	取締役 常務執行役員 開発企画部担当兼創薬研究所長
2006年10月	研究所長	2023年4月	取締役 専務執行役員 創薬研究所・開発企画部・製剤技術開発部担当（現任）
2007年5月	執行役員 創薬研究所長		
2012年6月	取締役 執行役員 創薬研究所長		

所有する当社株式数	8,796株	在任年数	11年	取締役会への出席状況（2022年度） 取締役会：100%（12回／12回）
-----------	--------	------	-----	--

取締役候補者とした理由

山川富雄氏は、これまで創薬研究や医薬品開発部門の要職を務めており、当社における豊富な業務経験と見識等を有しております。これらの経験や知識を活かし、2012年6月の取締役就任以降、当社グループの重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たすとともに、新薬及びジェネリック医薬品の研究開発を着実に進展させ、また、AIなど新技術を活用した創薬テーマの創出や開発の迅速化、効率化に取り組んでおり、引き続き当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、取締役候補者といたしました。

4 安本昌秀 (1967年10月20日生・男性)

再任

企新営財

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年4月	株式会社日本長期信用銀行入行	2012年6月	取締役 執行役員 管理部・情報システム部・広報室担当兼経営企画部長
2002年11月	KPMGヘルスケアジャパン株式会社入社	2023年4月	取締役 常務執行役員 情報システム部・広報室・臨床検査薬事業部担当兼経営企画部長兼ヘルスケア部長（現任）
2005年4月	当社入社		
2007年10月	総合企画室長		
2008年7月	執行役員 広報室担当兼経営企画部長		

所有する当社株式数	5,168株	在任年数	11年	取締役会への出席状況（2022年度） 取締役会：100%（12回／12回）
-----------	--------	------	-----	--

取締役候補者とした理由

安本昌秀氏は、金融機関やヘルスケア事業に関するコンサルティング会社を経て当社に入社し、以後、経営企画、経理財務、広報、情報システム、臨床検査薬事業部門等の要職を務めており、事業及び会社経営について豊富な経験と見識等を有しております。これらの経験や知識を活かし、2012年6月の取締役就任以降、当社グループの重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たすとともに、当社グループの経営戦略の策定・推進のほか、臨床検査薬事業・業績の拡大に取り組んでおり、引き続き当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、取締役候補者といたしました。

5 速水康紀 (1962年10月28日生・男性)

新海知

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年4月	山之内製薬株式会社入社	2018年4月	開発企画部長
2007年10月	大塚製薬株式会社入社	2019年4月	執行役員 開発企画部長
2013年11月	マリックロットジャパン株式会社入社	2021年4月	執行役員 メディカルアフェアーズ部担当兼開発企画部長 (現任)
2015年11月	オンコリスバイオファーマ株式会社入社		
2017年7月	当社入社		

所有する当社株式数	1,580株	在任年数	一年	取締役会への出席状況 (2022年度) 取締役会：-% (一回/一回)
-----------	--------	------	----	--

取締役候補者とした理由

速水康紀氏は、複数の製薬会社において主に新薬の臨床開発や事業開発に従事したのち当社に入社し、以後、治験・臨床研究や新薬の導出入等を管轄する部門の要職を務めており、医薬品開発とライセンス業務について豊富な経験と見識等を有しております。これらの経験や知識を活かし、新薬の臨床開発、導出入、他社との共同開発・提携等を推進するとともに、アルカリ化療法剤の多面的展開に取り組むことで、当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、取締役候補者となりました。

6 原田裕司 (1951年9月20日生・男性)

企海財

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1974年4月	株式会社住友銀行入行	2008年11月	同社専務執行役員
2002年6月	株式会社三井住友銀行執行役員国際統括部長	2009年6月	同社取締役専務執行役員
2004年4月	株式会社日本総合研究所常務執行役員	2017年6月	当社社外取締役 (現任)
2007年6月	同社取締役兼専務執行役員	2018年6月	アルヒ株式会社常勤社外監査役
2008年4月	マツダ株式会社常務執行役員		

所有する当社株式数	1,311株	在任年数	6年	取締役会への出席状況 (2022年度) 取締役会：100% (12回/12回)
-----------	--------	------	----	--

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

原田裕司氏は、金融機関やメーカー等において長年経営に携わり、また海外事業に関する豊富な業務経験を有しており、これらの経験や知識に基づき実践的な視点から、経営に関する助言、リスクの指摘や改善策の提案等をいただいております。また、報酬諮問委員会の委員として取締役報酬決定の客観性を高めるなど、当社経営の監督に適切な役割を果たしていただくことが期待できることから、引き続き社外取締役候補者となりました。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月	外務省入省	2014年7月	吉野総合法律事務所開設（現在に至る）
1995年4月	弁護士登録（第一東京弁護士会所属）梶谷総合法律事務所入所	2019年6月	当社社外取締役（現任）
1996年4月	TMI総合法律事務所入所	2019年6月	株式会社新川社外取締役（監査等委員）
2002年1月	米国ニューヨーク州弁護士登録	2019年9月	株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス社外取締役（監査等委員）
2003年1月	TMI総合法律事務所パートナー	<重要な兼職の状況> 弁護士	
2004年10月	竹川・岡・吉野法律事務所入所 同事務所パートナー		
2007年6月	株式会社新川社外監査役		

所有する当社株式数	1,012株	在任年数	4年	取締役会への出席状況（2022年度） 取締役会：100%（12回/12回）
-----------	--------	------	----	--

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

吉野正己氏は、弁護士として企業法務等に精通し、また他社での社外役員の経験を有しており、客観的・専門的な視点から、リスクの指摘や改善策の提案等をいただいております。また、報酬諮問委員会の委員として取締役報酬決定の客観性を高めるなど、当社経営の監督に適切な役割を果たしていただくことが期待できることから、引き続き社外取締役候補者いたしました。なお、吉野正己氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2002年10月	弁護士登録（東京弁護士会所属）あさひ法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所	2016年7月	日弁連知的財産センター意匠・商標・不正競争PT副座長
2005年4月	東京弁護士会国際委員会委員	2018年7月	日本商標協会 理事（非常勤）（現任）
2008年9月	米国ニューヨーク州弁護士登録	2021年1月	西村あさひ法律事務所パートナー（現任）
2014年6月	株式会社プレステージ・インターナショナル社外取締役	<重要な兼職の状況> 弁護士 大同生命保険株式会社社外取締役（2023年6月23日就任予定）	
2015年6月	経済産業省 侵害判定諮問調査員（現任）		
2016年7月	経済産業省産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会委員（現任）		

所有する当社株式数	一株	在任年数	一年	取締役会への出席状況（2022年度） 取締役会：-%（一回/一回）
-----------	----	------	----	--------------------------------------

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大向尚子氏は、弁護士として企業法務に精通し、他社において社外役員を経験されており、また知的財産の専門家として多くの実績、経験を有し、経済産業省の審議会の委員や知的財産の専門家団体の要職に就いております。それらの専門知識、経験を活かし、客観的・専門的な視点から当社経営の監督に適切な役割を果たしていただくことが期待できることから、社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 社外取締役候補者である原田裕司氏及び吉野正己氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、同証券取引所に対して独立役員として届け出ております。なお、原田裕司氏及び吉野正己氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。また、当社が定める社外役員の独立性判断基準は12頁に記載のとおりです。
 - 社外取締役候補者である原田裕司氏は、株式会社三井住友銀行執行役員国際統括部長を2004年4月に、また、株式会社日本総合研究所取締役兼専務執行役員を2008年3月にそれぞれ退任しております。
 - 新任社外取締役候補者である大向尚子氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしておりますが、候補者の所属する法律事務所の方針に従い、同証券取引所に対して独立役員として届出は行いません。
 - 当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。そして、原田裕司氏及び吉野正己氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、本議案が原案のとおり承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、本議案が原案のとおり承認された場合には、当社は大向尚子氏との間で、上記と同様の責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
 - 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に対し損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として、その責任を負うものとします。
 - 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。
 - 当社は、各取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その内容の概要は34頁に記載のとおりです。すべての取締役候補者は、取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は、2023年10月に更新の予定です。
 - 上記株式数は、2023年3月31日現在の株式数に、2023年4月30日現在の役員持株会における保有持分を加算しております。

【ご参考】取締役スキル・マトリックス

当社は、25頁以降に記載のイノベーションロードマップに基づく当社グループの事業価値創出を実現しつつ、コーポレート・ガバナンスの強化に努めるため、幅広い経験及び高度な専門性、知識を有する取締役を選任しております。取締役の経験と専門性は次のとおりであります。

氏名	企業経営	新規事業・研究開発	営業・マーケティング	海外事業・国際経験	知的財産	法務・リスク管理	財務・会計・金融
やまぐちかずしろ 山口一城	●	●	●			●	●
くつわだまさのり 轡田雅則	●			●		●	●
やまかわとみお 山川富雄	●	●		●	●		
やすもとまさひで 安本昌秀	●	●	●				●
はやみずこうき 速水康紀		●		●	●		
はらだゆうじ 原田裕司	●			●			●
よしのみまさき 吉野正己				●	●	●	
おおむかいなおこ 大向尚子				●	●	●	

- (注) 社内取締役については、各人がこれまでの経歴等によって培ってきた知識・経験・能力を●で示し、社外取締役については、各人の専門性や経歴等を踏まえて期待する知識・経験・能力を●で示しています。各取締役に表示する●は、各取締役が有するすべての知識・経験・能力を表したものではありません。

社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性判断基準を以下のとおり定め、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、社外役員が、次の項目のいずれにも該当しない場合、当該社外役員は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断する。

- ① 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」と総称する）の業務執行者¹又は過去10年間（但し、過去10年内のいずれかの時において当社グループの非業務執行取締役、監査役又は会計参与であったことのある者²にあっては、それらの役職への就任の前10年間）において当社グループの業務執行者であった者
- ② 当社グループを主要な取引先とする者²又はその業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先³又はその業務執行者
- ④ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産⁴を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
- ⑤ 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
- ⑥ 当社グループから一定額を超える寄附又は助成⁵を受けている者（当該寄附又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の理事、その他の業務執行者）
- ⑦ 当社グループが借入れを行っている主要な金融機関⁶又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
- ⑧ 当社グループの主要株主⁷又は当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
- ⑨ 当社グループが主要株主である会社の業務執行者
- ⑩ 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
- ⑪ 過去3年間において上記②から⑩に該当していた者
- ⑫ 上記①から⑪に該当する者（重要な地位にある者⁸に限る）の近親者等⁹

- * 1 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人を含む
- * 2 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先、その親会社及び子会社並びに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ）であって、直近事業年度における取引額が、当該グループの年間連結売上高の2%を超える者
- * 3 当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品又はサービスを提供している取引先グループであって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える者
- * 4 多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、年間1,000万円又は当該団体の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える金銭その他の財産上の利益をいう）
- * 5 一定額を超える寄附又は助成とは、直近事業年度における、年間1,000万円又はその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄附又は助成をいう
- * 6 主要な金融機関とは、直前事業年度末における全借入額が当社の連結総資産の2%を超える金融機関をいう
- * 7 主要株主とは、議決権保有割合10%以上（直接保有、間接保有の双方を含む）の株主をいう
- * 8 重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人並びに監査法人又は会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事及び監事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう
- * 9 近親者等とは、配偶者及び二親等内の親族をいう

以 上

事業報告

2022年4月1日から2023年3月31日までの第91期について、当社グループの事業の概況をご報告申し上げます。

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当期の事業環境につきましては、国内における新型コロナウイルス感染症との共存により医療活動が正常化に向かった一方、ウクライナ情勢の長期化に伴う資源価格高騰や内外金利差を背景に歴史的な円安が進んだことなどにより、企業間物価のみならず消費者物価にも上昇圧力が高まりました。また、医薬品業界においては、2022年4月の薬価改定で、薬剤費ベースで6,000億円を超える削減が実施されました。そのような状況の中で、当社グループにおいては、ジェネリック医薬品の他社品質問題を起因とする代替需要対応や近年発売した品目の販売が堅調であったことや、臨床検査薬製品の売上が順調に伸びたものの、薬価改定のマイナス影響に加え、製造余力の面から継続的に出荷調整を余儀なくされたことなどがあり、売上高は、前年同期比2.9%減の31,559百万円となりました。

利益面については、売上減収に加え薬価改定やエネルギーコストの上昇による原価率上昇の影響と、新薬開発のステージアップに伴う開発費や新規ジェネリック医薬品の研究開発費の増加などにより、営業損失241百万円となりました。

経常利益については、前年同期比94.3%減の58百万円となり、為替差益が計上されております。また、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、投資有価証券売却益の計上があり、同51.6%減の339百万円となりました。

連結業績

売上高	315億 59百万円 前年同期 325億 06百万円	営業利益	△2億 41百万円 前年同期 8億 25百万円
経常利益	58百万円 前年同期 10億 22百万円	親会社株主に 帰属する 当期純利益	3億 39百万円 前年同期 7億 00百万円

医薬品事業

1) 医療用医薬品

①ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品市場については、前述の薬価改定の影響に加え、同業他社の品質問題等に端を発した医薬品市場全体の供給不足は、その他のメーカーによる増産対応や設備投資などを通じた安定供給確保への努力により改善傾向にあるものの、依然として解消されておりません。

当社グループにおきましても、引き続き増産体制整備に努めてまいりましたが、人員確保が計画どおりには進まなかったことや、昨年12月に一部製品の出荷を停止していたことなどから、他社製造委託品を含め製造余力の面ですべての代替需要に応えることは難しく、出荷調整を行わざるを得ない品目が継続的に生じる状況となりました。

また販売面では、2022年6月に高尿酸血症治療剤「フェブキソスタット錠『ケミファ』」1成分3品目を、翌7月には同剤の口腔内崩壊錠である「フェブキソスタットOD錠『ケミファ』」1成分3品目を発売しています。さらに、2022年12月には、抗リウマチ剤「イグラチモド錠『ケミファ』」並びにプロトンポンプ・インヒビター「エソメプラゾールカプセル『ケミファ』」の2成分3品目を発売しました。

以上の結果、導出・輸出なども含めたジェネリック医薬品全体の売上高は、前年同期比5.6%減の24,803百万円となりました。

②主力品・新薬

主力品・新薬については薬価改定の影響が大きく、5品目合計の売上高は、前年同期比23.3%減の1,345百万円となり、以上の結果、ジェネリック医薬品と主力品・新薬合計での医療用医薬品売上高は、前年同期比6.7%減の26,148百万円となりました。



エソメプラゾールカプセル
20mg 「ケミファ」



エソメプラゾールPTPシート

2) 臨床検査薬

臨床検査薬の主力品であるアレルギースクリーニング機器・試薬「ドロップスクリーン」については、当期中に試薬の増産体制を整え、2022年10月より当社の医薬MRによるプロモーションサポートを開始したことで、国内での普及拡大にさらに弾みがつきました。また、欧米など海外への展開に向けた製品開発や各国の法規制対応、パートナー選定などにも取り組んでまいりました。加えて、2022年9月には東ソー株式会社が開発したグリコヘモグロビン分析計の新機種「HLC-723[®]GR01」の販売も開始いたしました。

以上の結果、臨床検査薬の売上高は、前年同期比28.5%増の2,780百万円となりました。

これらにより、医療用医薬品及び臨床検査薬を合わせた医薬品事業全体の売上高は、前年同期比3.0%減の30,543百万円となっています。



グリコヘモグロビン分析計
「HLC-723GR01」

そ の 他

「その他」の事業については、受託試験事業（CRO）を行う子会社の株式会社化合物安全性研究所において、非臨床事業から臨床事業をワンストップで提供する体制を整え、同業他社とのコラボレーション強化やモニターの新増員などを行ってまいりました。その結果、非臨床事業ではGLP試験の受託経験を活かしたコンサルティング業務が増加したことに加え、制度改正に伴う農薬のデータギャップ案件の受託が堅調に推移しました。また、臨床事業については、アカデミアからのモニタリング業務が増加し、臨床・非臨床ともに業績は堅調に推移しました。

以上により、ヘルスケア事業及び不動産賃貸事業も含めた「その他」の事業全体の売上高は、前年同期比1.2%増の1,015百万円となりました。

これらの結果、当期の各セグメントを通算した業績は、連結売上高が前年同期比2.9%減の31,559百万円、連結営業損失が241百万円、連結経常利益が同94.3%減の58百万円、親会社株主に帰属する当期純利益が同51.6%減の339百万円となりました。

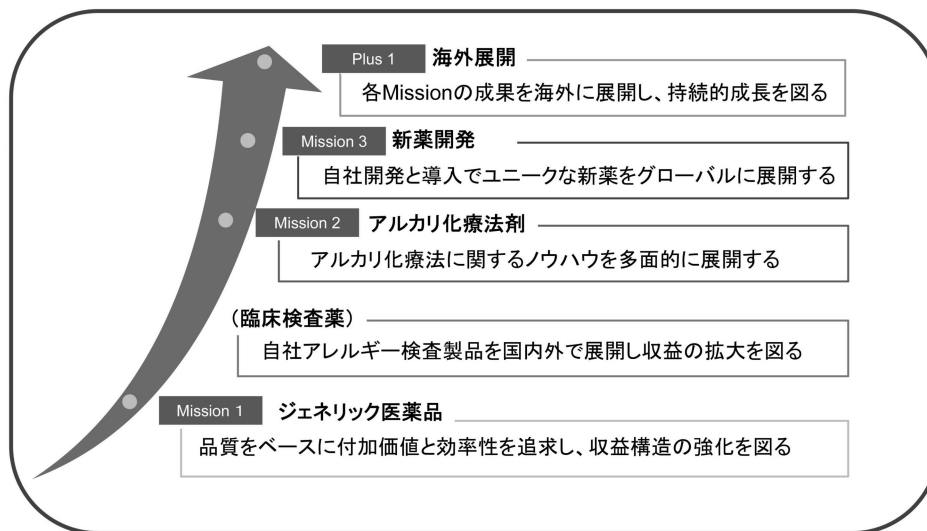


多項目自動血球分析装置
XN-2000V



2. 対処すべき課題

当社グループは「医薬品を中核としたトータルヘルスケアで人々の健康で豊かな生活に貢献する」ことを経営理念とし、国内外において存在価値のある企業グループとして発展することを目指しています。この経営理念のもと、かねてより掲げております「3つのミッションプラス1」に加え、近年ドロップスクリーンの普及拡大により成長著しい臨床検査薬を含めた以下のグループ経営課題に取り組んでいます。



Mission1 ジェネリック医薬品

品質をベースに付加価値と効率性を追求し、収益構造の強化を図る

1) 品質保証

当社グループでは、2022年4月に設置した「グループ品質保証統括部」が中心となり、課題の検討や解決、統一した管理基準・管理手法の提案や運用等を行い、グループ全体での品質保証レベルの引き上げと、さらなる品質の強化に取り組んでいます。具体的には、グループ製造拠点及び社外製造委託先や原薬製造所に対し、定期的な監査、すなわち製造施設設備・製造記録及び試験記録等の確認をとおして、医薬品の製造管理及び品質管理が適正に実施されていることを、原則的に3年に1回の頻度で確認しています。併せて、重大な製品クレーム等が発生した場合には臨時に監査を行い、迅速かつ適切な措置を講じ再発防止に努めています。

また、当社グループが製造販売するジェネリック医薬品の原薬製造国や製剤製造会社名、安定供給体制等に関する情報をホームページ上で公開することにより、医療関係者のご要望に応えるとともに透明性の高い製造管理体制を構築しています。

2) 安定供給

一昨年来、複数のジェネリック医薬品メーカーで製造管理及び品質管理体制に関する法令違反が発覚し、業務停止や製品の出荷停止となる事態に至り、ジェネリック医薬品のみならず医薬品全体で供給不足が続いています。できるだけ早期に市場の需要を満たし、業界に対する信頼を回復することが喫緊の課題であることから、当社においても、前期より国内工場の人員と生産設備を増強するための投資を続けてまいりました。しかしながら、人員確保が計画通り進まなかったことなどから、他社製造委託品も含め製造余力の面で上記の代替需要すべてに応えることはできませんでした。2023年度以降も人員増強や勤務体系の見直しによる体制の整備や設備投資の実施などにより増産に努めてまいります。また、原薬につきましても、安定供給の観点より複数の製造所から購入するマルチソース化への取り組みも進めています。

当社グループの生産量拡大とコスト削減を実現する、Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd. (以下、NC-VN社) では、コストメリットの大きい品目を中心に国内工場からの移管が順調に進んでいます。また、同工場においても日本での供給不足に対応するため、2交代制の勤務を導入するなど増産対応に取り組んでいます。



つくば工場 茨城県筑西市

3) 販売

国内ジェネリック医薬品市場は、オーソライズドジェネリックの台頭による競争の激化や、2021年から始まった薬価の中間年改定などの影響で厳しい事業環境となっています。加えて近年では供給不足の影響から各ジェネリック医薬品メーカーが製品の出荷調整と解除を繰り返す状況も続いており、販売面でよりいっそう難しいかじ取りを強いられています。当社グループはこの状況に対処すべく、グループ全体の営業活動を一元管理する「グループ医薬営業本部」のもと、多様な販路へ効率的に営業活動を行うため、AIを使った顧客管理・MR活動計画の立案などにも取り組んでいます。



4) 開発

ジェネリック医薬品の開発については、品質への信頼性を高めることを最優先としながら、市場競争の激化にも対応すべく、医療関係者・患者さんのニーズを反映し、付加価値のある製品の開発と市場への投入を目指しています。また開発品目の選定にあたっては、先発品の市場規模に加え、参入するメーカー数やオーソライズドジェネリックの発売可能性などを重要な検討項目とし、特色のある品目の開発はもちろん、ニッチな品目の選定なども考慮に入れて、販売時の競争優位性を確保することを重視していきます。



臨床検査薬

自社アレルギー検査製品を国内外で展開し収益の拡大を図る

臨床検査薬の主力品であるアレルギースクリーニング機器・試薬「ドロップスクリーン」は、わずか1滴の血液で、41項目のアレルゲンを、30分という短時間で測定することができ、これまで検査センターに外注していたアレルギー検査を院内で測定することを可能にした製品であり、導入された医療機関からは大変高い評価をいただいています。2022年10月からスタートした当社営業部門によるプロモーションサポートにより、製品の販売拡大に確実な手ごたえを得ており、当面の目標である国内設置台数1,000台を早期に実現させていきます。

ドロップスクリーンについては、海外企業からも照会を受けるなど、2027年度ころの海外発売を目指し、引き続き製品開発、各国法規制対応、パートナー選定などに取り組んでまいります。



ドロップスクリーン測定装置
と試薬

短時間測定で、操作も簡単

Mission2 アルカリ化療法剤

アルカリ化療法に関するノウハウを多面的に展開する

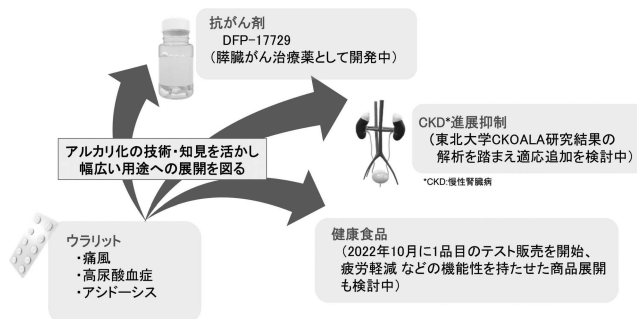
当社グループがウラリットで培ってきたアルカリ化療法剤については、さまざまな方面で展開が進んでいます。

まず、抗がん剤開発に特化した創薬系バイオベンチャー企業であるDelta-Fly Pharma株式会社（以下、DFP社）とライセンス契約を締結している抗がん剤候補化合物「DFP-17729」は、本剤と他の抗がん剤の併用群、並びに他の抗がん剤単独群との比較によるフェーズⅡ試験を当期に終了し、現在は次フェーズの実施に向けてデータの解析が進められています。対象疾患である膵臓がんは早期発見が難しく、特に末期では満足できる治療剤がない状況です。DFP-17729はがん細胞周辺の微小環境改善作用を有し、酸性に傾いているがん細胞周囲の微小環境をアルカリ化することで、難治性がんの治療効果が期待されています。

次に、当社グループが協力を行いながら東北大学で進められていた、アルカリ化療法剤と慢性腎臓病（以下、CKD）との関連を解明する臨床研究「CKOALA Study」は、すでに試験を終了しており、その中でCKDに対するウラリットの有用性が示唆されました。現在は試験で得た結果について責任医師による論文化が進められています。また、AIを活用して実施したリアルワールドデータ（RWD）の解析により、CKOALA研究のデータをサポートする結果が得られており、これらの結果を踏まえてウラリットの適応拡大の可能性を検討しています。

さらに、これまで得られたデータを応用し、クエン酸塩の健康食品や保健機能食品としての開発も進めています。2022年10月～2023年1月にはその一部としてクエン酸塩と植物性乳酸菌を配合した製品のテスト販売を行っており、テスト販売で得られた情報をもとに、新製品の検討が行われています。

アルカリ化技術の応用展開



Mission3

新薬開発

自社開発と導入でユニークな新薬をグローバルに展開する

新薬の研究開発については探索研究に重点を置き、得られた成果を早期段階で導出することで、開発上のリスクを軽減しつつ効率的に開発を進めていきます。また、パイプラインの拡充やAIなどの新技術を活用した研究開発を進めるため、各分野において最先端の研究を行っている企業・研究機関とのアライアンスにも積極的に取り組んでいます。

1) パイプライン (2023年3月末時点)

開発番号	作用機序 (ターゲット)	前臨床	■ 自社開発 ■ 他社とのアライアンスによる開発 ■ 導出先において開発中			備考
			フェーズ I	フェーズ II	フェーズ III	
NC-2400	PPAR- δ 受容体作動薬 (脂質代謝改善)	■	■			・フェーズI終了 ・ABIONYX社(フランス)へ導出済
NC-2500	XOR阻害薬 (痛風・高尿酸血症)	■	■			・23年2月より導出先の中国企業により、痛風・高尿酸血症領域での開発進行中 ・神経変性疾患を新たなターゲットとした展開の可能性も模索
NC-2600	P2X4受容体拮抗薬 (神経障害性疼痛・慢性咳嗽)	■	■			・フェーズIを終了し、国内外企業に向けた導出活動を展開中 ・神経障害性疼痛以外に慢性咳嗽をターゲットとして導出活動を展開中
NC-2700	URAT1阻害薬 (痛風・高尿酸血症)	■	■			・非臨床試験を終了 ・国内外企業に向けた導出活動を展開中
NC-2800	オピオイド δ 受容体作動薬 (うつ・不安)	■	■			・2018年1月にAMEDのCiCLE事業に採択 ・2021年6月住友ファーマと共同研究開発契約およびオプション契約を締結、フェーズI進行中
DFP-17729	がん微小環境改善剤 (膵臓がん)	■	■			・Delta-Fly Pharma(DFP)から国内独占販売権を取得 ・次フェーズ実施に向けデータを解析中
DFP-14323	抗悪性腫瘍薬 (非小細胞肺癌)	■	■			・DFPから国内独占販売権を取得 ・フェーズIII実施に向けデータを解析中
カルバン	$\alpha 1\beta 1$ 遮断剤 (ハンチントン病他)			■		・SOM Biotech社(スペイン)に導出済み ・フェーズIIa試験が終了、2021年10月に学会でデータ発表

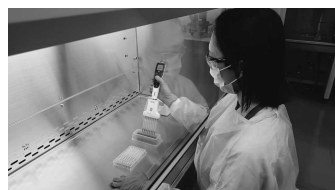
国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED) の「CiCLE事業」に採択されている、抗うつ、抗不安薬「NC-2800」(オピオイドデルタ受容体作動薬) については、住友ファーマ株式会社(以下、住友ファーマ)と共同研究開発契約及びオプション契約を締結しており、現在は同社がCiCLE事業の研究開発に分担機関として参画し、開発が進められています。2021年7月よりフェーズIを開始しており、2027年ごろまでにはフェーズIIaを終了する予定です。また、フェーズIIbに移行する時点で、全世界をテリトリーとした開発・販売権を得られるオプション権を住友ファーマに対して付与しており、今後の開発の進展に応じたオプション料、並びにオプション権を行使してライセンス契約に至った場合にはマイルストーン及びロイヤリティ収入が期待できると考えてい

ます。

「NC-2500」(キサンチンオキシドレダクターゼ阻害薬、以下XOR阻害薬)については、2023年2月に南京寧和衡信製薬有限公司(Nanjing Neiwa Faith Pharmaceutical Co., Ltd.、以下「NF社」)と、中国における痛風及び高尿酸血症領域での開発、製造、販売などの独占的実施権をNF社に許諾するライセンス契約を締結しました。現在汎用されているXOR阻害薬は、急激に血中尿酸値を低下させるため痛風発作を引き起こすことが課題となっていますが、NC-2500は徐々に血中尿酸値を低下させるという特性から、この課題を解決できる可能性を有しています。2017年に終了した日本国内のフェーズⅠでは、良好な忍容性に加え、上記の特性も示唆されました。また、今回の契約により、NF社が中国において痛風・高尿酸血症領域での開発を進め得られたノウハウは当社が他地域へ展開することが可能であり、本契約の締結を足掛かりにNC-2500が有する価値の最大化に努めてまいります。

「NC-2600」(P2X4受容体拮抗薬)については、神経障害性疼痛に加え、新たに複数の疾患への適応可能性が期待されています。そのうち慢性咳嗽に対しては、新規の作用機序を有する薬剤として既存薬にはない特長を有する可能性が示されており、さらに開発を進め早期の導出を目指していきます。また、「NC-2700」(URAT1阻害薬)についても、そのユニークな特性を国内外の企業へアピールしながら引き続き導出活動を行っており、共同開発なども含め、さまざまな可能性を検討しています。

さらにDFP社と日本国内における独占的販売権を取得するライセンス契約を締結している「DFP-14323」(抗がん剤候補化合物)については、DFP社が実施したフェーズⅡ試験において、DFP-14323と標準用量の半量のアファチニブを併用した場合の無増悪生存期間が、アファチニブやオシメルチニブの単剤にて報告されている期間より長いという結果が出ており、2022年6月米国臨床腫瘍学会年次総会においてDFP-14323の有用性が発表されました。DFP社はこれらのデータをもとに、現在フェーズⅢ実施に向けた検討を進めているところです。なお、DFP-14323は、がん免疫担当細胞の表面に存在するアミノペプチダーゼNと結合してがん患者の免疫応答を強め、標準的な抗がん剤と併用しても副作用を増強することなく効果を高めることから、高齢者や末期のがん患者の治療剤として期待されています。



2) 新技術を活用した創薬・臨床開発

当社グループは進歩が著しいAI等新技術を活用した手法を導入することで、有望な創薬テーマの創出や開発プロセスの迅速化、業務の効率化などにつなげたいと考えています。この数年の取り組みとして、AIの導入により初期の化合物スクリーニングが可能となり、ターゲット化合物の探索からバックアップ化合物の確保など付加価値を見出すプロセスで幅が広がることや、開発確度が向

上することなどが成果として期待できるようになりました。

現在はデジタル技術に強みを持つ企業2社への出資や業務提携を行っており、AI創薬企業である株式会社MOLCUREとは、創薬プロセスの初期段階における化合物の探索と最適化のプロセスを効率化することを目指しています。これまでは同社との協業により当社グループとして初めてペプチド医薬品の素となるリードペプチドの創成と最適化について開発を進めてまいりましたが、今後はこの学習効果を生かし、より精度を上げたAIと実験システムで効率的に成果を生み出すべく、続く第2号テーマの選定作業を開始することで同社と合意しています。

また、デジタル医療を推進するサスメド株式会社とは、特定の開発候補テーマに関して、同社のAIシステムとRWDを用いた多面的な分析を行い、将来の共同開発も視野に入れ、効率的な治験デザインを構築するチャレンジを行っているほか、同社の臨床開発システムを用いた臨床試験効率化の検討も行っています。



Plus1 海外展開

各Missionの成果を海外に展開し、持続的成長を図る

ベトナムでは、2022年12月にNC-VNが「レバミピド100mg」の販売承認を取得し、2023年の発売に向けた準備を進めております。また海外市場向けに日本国内と用量規格の異なるジェネリック医薬品の開発も行っており、既に1品目をベトナム当局に申請中です。併せて近隣国への申請準備も進めています。引き続き現地開発・現地製造の強みを活かし、市場ニーズに合った製品を投入してまいります。

中国では、新型コロナウイルスの感染拡大を機にオンライン診療が急速に普及しました。当社のカルバン錠についても、2022年よりインターネット病院での処方開始され処方数を伸ばしています。また2023年度には、ジェネリック医薬品1品目の承認を取得する予定です。現地でBE試験（生物学的同等性試験：bioequivalence study）を行い、中国の最新薬事規制をクリアした初の日本製ジェネリック医薬品となります。さらに、新たに現地でBE試験を予定している品目もあり、引き続き中国での実績を着実に積み上げてまいります。

また、香港では、2017年より全ての公立病院で当社のシロスタゾール50mg錠が処方されておりますが、今般次の3年分の入札も獲得し、2026年まで販売が継続されることになりました。

昨年来、世界銀行グループの国際金融公社（IFC）に支援していただいている中東・アフリカの市場調査では、同公社の助言・ネットワークを活用し、対象国とパートナーの絞り込みが進んでいます。同公社とともに、新興市場の人々が手ごろな価格で高品質の医薬品にアクセスできるよう取り組んでまいります。



ベトナムで発売予定の「レバミピド100mg」



IFCオフィサーによるNC-VN工場視察

イノベーションロードマップ

右の図は、2021年から2030年までの中長期にわたる当社グループの事業価値創出のプロセスや目標をお示したものです。

まず、足元の収益力強化につながる活動が、国内での医療用医薬品と臨床検査薬による取り組みです。国内医薬品市場の事業環境が厳しさを増す中で、まずは品質保証レベルの向上を図りつつ、増産体制を整備して製品供給量の拡大と安定供給を実現してまいります。開発面では、付加価値のあるジェネリック医薬品を年間2品目以上市場に投入し市場シェアと売上の拡大を目指すとともに、今後も医療現場のニーズが高い新薬や長期収載品などの導入を行うことで収益基盤を強化していきます。また、臨床検査薬においては、2020年に発売したドロップスクリーンの国内普及を更に促進するとともに、2027年度ごろには海外での展開を実現し、当社グループ事業の新たな柱にしてまいります。

これらに続く成長ドライバーとして見込まれるのが、アルカリ化療剤に関する展開です。DFP社が抗がん剤候補化合物として開発を進めているDFP-17729は、2023年度中に次フェーズに移行すると見込まれ、早ければ2026年度には上市できるものと期待しています。また、CKDでの適応拡大については、2023年度中に治験計画についてPMDAとの相談を行い、対象患者の絞り込みなど治験開始に向けて具体的な検討を進めていきます。さらに、アルカリ化療剤で当社が有するノウハウを活かした健康食品や保健機能食品への応用についても2025年度までに4製品の市場投入を目指しています。

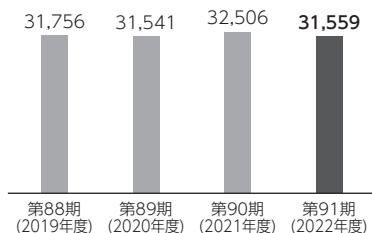
新薬開発のNC-2800については、AMEDが行うCiCLE事業の支援のもと、住友ファーマと共同で開発を進めています。現在フェーズIを実施しており、CiCLE事業の支援期間である2027年ころまでにフェーズIIaを終了する予定です。その後、同社がオプション権を行使した場合には開発ステージがフェーズIIbへと進んでいく見通しです。また、DFP社とライセンス契約を締結している抗がん剤候補化合物DFP-14323はフェーズII試験で良好な結果を得ており、早ければ2027年度には上市されるものと期待しています。

ミッション	取組内容	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
1.ジェネリック医薬品	付加価値製品開発	開発：年間2品目以上の付加価値ジェネリック医薬品上市を目指す									
	新薬/長期収載品の導入	製造(含新薬)：年間16億錠(22年度)→19億錠(25年度) 需要動向を見極めながら製造能力拡大									
臨床検査薬	ドロップスクリーン	国内展開 設置目標 約500台(22年度末)→2,000台(25年度) 測定試薬のシリーズ化により継続的な事業拡大を図る									
	国内外市場展開/新領域展開	海外展開 欧米垂にて順次上市									
2.アルカリ化療剤	DFP-17729 抗がん剤開発	臓器がん フェーズI/II 評価・検討～準備 フェーズIII 申請・承認・上市									
	CKD関連適応拡大検討	PMDA相談 CKD関連適応症の検討～治験の開始 申請・承認・上市									
	健康食品・保健機能食品など	2022～25年の間に4製品の上市 2022年10月～12月に関連製品テスト販売実施 その他の食品化関連商品も順次上市									
3.新薬開発	NC-2800 フェーズI/IIaの実施と導出	オプション契約 AMED CiCLE事業によるフェーズI/CiCLE+共同開発によるフェーズIIa 導出先によるフェーズIIb/IIIの実施									
	NC-2500 新規適応による導出	導出先による中国での開発～上市 痛風/高尿酸血症以外の適応症での導出活動を継続									
	NC-2600 適応を広げての導出	慢性咳嗽による早期の導出とマイルストーンによる収益貢献									
	NC-2700 導出活動継続	早期の導出による収益貢献									
	DFP-14323 抗がん剤開発	肺がん フェーズII 評価・検討～準備 フェーズIII 申請・承認・上市									
	AIを活用した候補化合物の創製	新規テーマ創出とリード化合物の創製・最適化 前臨床/導出 ！新しい手法で継続してテーマを創出									
Plus1. 海外展開	製品輸出と現地開発/製造	ASEAN・中国 4ヶ国5品目(21年度) → 5ヶ国11品目(25年度) さらなる販売国・品目数の拡大への取り組み 中東・アフリカ 進出国確定～開発 複数品目申請(25年度)									

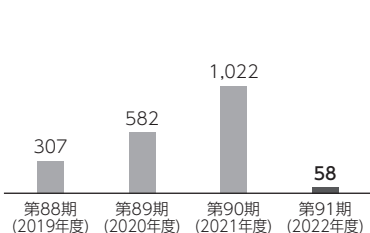
いずれも現時点での情報に基づく計画ではありますが、このように複数のテーマで並行してイノベーションに取り組んでいくことで、順次その成果が収益を生み、当社の持続的な成長へとつながっていくと考えています。

3.財産及び損益の状況の推移

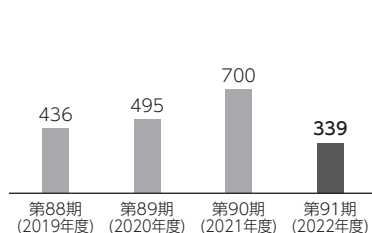
売上高 (単位：百万円)



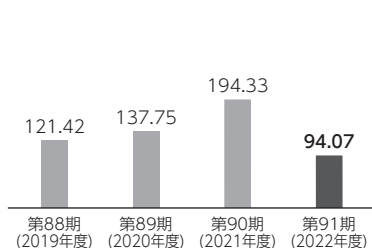
経常利益 (単位：百万円)



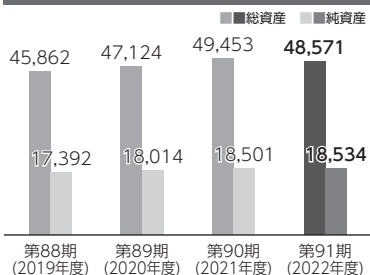
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



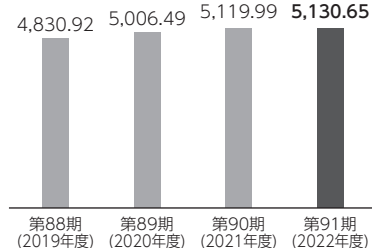
1株当たり当期純利益金額 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



(当社グループ)

区 分	2019年度 第 88 期	2020年度 第 89 期	2021年度 第 90 期	2022年度 第 91 期 (当連結会計年度)
売 上 高	31,756百万円	31,541百万円	32,506百万円	31,559百万円
経 常 利 益	307百万円	582百万円	1,022百万円	58百万円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	436百万円	495百万円	700百万円	339百万円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 金 額	121.42円	137.75円	194.33円	94.07円
総 資 産	45,862百万円	47,124百万円	49,453百万円	48,571百万円
純 資 産	17,392百万円	18,014百万円	18,501百万円	18,534百万円
1 株 当 た り 純 資 産 額	4,830.92円	5,006.49円	5,119.99円	5,130.65円

(注) 「収益認識に関する会計基準」等を第90期より適用しております。

(当社)

区 分	2019年度 第 88 期	2020年度 第 89 期	2021年度 第 90 期	2022年度 第 91 期 (当事業年度)
売 上 高	25,273百万円	24,384百万円	24,011百万円	21,951百万円
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	△309百万円	690百万円	△2百万円	△983百万円
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	86百万円	643百万円	249百万円	△349百万円
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額 (△)	23.77円	176.96円	68.32円	△95.59円
総 資 産	32,538百万円	34,589百万円	35,103百万円	35,912百万円
純 資 産	10,457百万円	11,055百万円	10,994百万円	10,253百万円
1株当たり純資産額	2,867.40円	3,034.03円	3,004.58円	2,802.53円

(注) 「収益認識に関する会計基準」等を第90期より適用しております。

4. 資金調達の状況

特に記載すべき重要な事項はございません。

5. 設備投資の状況

該当事項はございません。

6. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
日 本 薬 品 工 業 株 式 会 社	160百万円	100.0%	医 薬 品 の 製 造 ・ 販 売
株 式 会 社 化 合 物 安 全 性 研 究 所	250百万円	100.0%	安 全 性 試 験 の 受 託 等
Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd.	13,500千米ドル	100.0%	医 薬 品 の 製 造

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

7. 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

医薬品及び臨床検査薬等の製造・販売

医薬品等の安全性試験の受託

健康食品等販売

8. 主要な営業所及び工場等（2023年3月31日現在）

		事業所名	所在地
当 社	本社		東京都千代田区
	北日本支店		宮城県仙台市
	東京支店		東京都千代田区
	関越支店		埼玉県さいたま市
	名古屋支店		愛知県名古屋市
大阪支店		大阪府大阪市	
広島支店		広島県広島市	
福岡支店		福岡県福岡市	
	創薬研究所		埼玉県三郷市
	東日本物流センター		千葉県浦安市
	西日本物流センター		兵庫県神戸市
日本薬品工業株式会社	本社		東京都千代田区
	茨城工場		茨城県稲敷市
	つくば工場		茨城県筑西市
株式会社化合物安全性研究所	本社		北海道札幌市
Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd.	本社・工場		ベトナム社会主義共和国ビンズン省

(注) 2023年4月1日付で、広島支店と福岡支店を統合し、西日本支店（福岡県福岡市）といたしました。

9.従業員数（2023年3月31日現在）

事業の種類別セグメント	従業員数
医薬品事業	768名（136名）
その他	67名（30名）
全社（共通人員）	37名（5名）
合計	872名（171名）

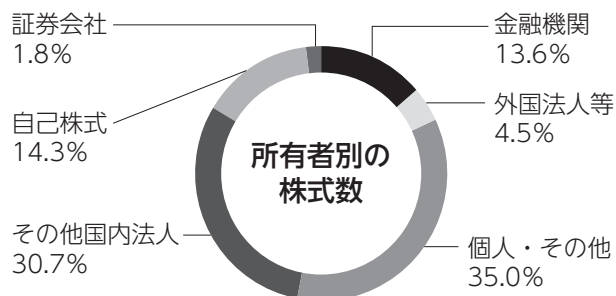
- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. 従業員数欄の（外書）は、嘱託及び臨時従業員数であります。

10.主要な借入先（当社）（2023年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	2,972 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,498 百万円
株式会社みずほ銀行	1,437 百万円
株式会社あおぞら銀行	1,392 百万円
株式会社横浜銀行	1,116 百万円
株式会社きらぼし銀行	1,115 百万円
三井住友信託銀行株式会社	966 百万円
株式会社りそな銀行	618 百万円
株式会社北陸銀行	547 百万円
株式会社日本政策投資銀行	541 百万円

Ⅱ 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 15,400,000株
2. 発行済株式の総数 4,261,420株
(自己株式 608,971株を含む)
3. 当期末株主数 6,223名
(前期比860名増)
4. 大株主の状況 (上位10名)



株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
ジャパンソファルシム株式会社	714	19.5
豊島薬品株式会社	242	6.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	153	4.1
日本生命保険相互会社	144	3.9
今村均	126	3.4
ゼリア新薬工業株式会社	121	3.3
山口一城	108	2.9
日本ケミファ従業員持株会	101	2.7
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	82	2.2
株式会社きらぼし銀行	75	2.0

- (注) 1. 当社は、自己株式608千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役、監査役及び執行役員の状況（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 代表執行役員社長	やま ぐち かず しる 山 口 一 城	ジャパンソファルシム株式会社代表取締役
取 締 役 専 務 執 行 役 員	くつわ だ まさ のり 轡 田 雅 則	経営全般補佐／リスク管理・法令等遵守・薬事管理室・総務部・人事部・海外事業部・グループ品質保証統括部・信頼性保証統括部担当 Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd. Chairman
取 締 役 常 務 執 行 役 員	やま かわ とみ お 山 川 富 雄	創薬研究所・開発企画部・製剤技術開発部・海外技術開発部担当
取 締 役 執 行 役 員	やす もと まさ ひで 安 本 昌 秀	情報システム部・広報室・臨床検査薬事業部担当兼経営企画部長兼ヘルスケア部長
取 締 役	はら だ ゆう じ 原 田 裕 司	
取 締 役	よし の まさ き 吉 野 正 己	弁護士
常 勤 監 査 役	まさ の さかる 牧 野 盛	
監 査 役	しん とう なお しげ 進 藤 直 滋	公認会計士
監 査 役	やま ぐち る み 山 口 留 美	公認会計士、税理士
執 行 役 員	く どう しん いち 工 藤 伸 一	グループ医薬営業本部長 日本薬品工業株式会社代表取締役社長
執 行 役 員	なか じま しん じ 中 島 慎 司	グループ購買・営業管理センター担当兼管理部長
執 行 役 員	はや みず こう き 速 水 康 紀	メディカルアフェアーズ部担当兼開発企画部長
執 行 役 員	みや た ひろ ふみ 宮 田 裕 文	人事部長兼社長室長

- (注) 1. 取締役原田裕司氏及び吉野正己氏は、社外取締役であります。
2. 監査役進藤直滋氏及び山口留美氏は、社外監査役であります。
3. 監査役進藤直滋氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役山口留美氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役原田裕司氏及び吉野正己氏、並びに監査役進藤直滋氏及び山口留美氏につきましては、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。

6. 2023年4月1日付で地位及び担当並びに重要な兼職の状況に異動がありました。

氏名	変更後	変更前
山川富雄	取締役 専務執行役員 創薬研究所・開発企画部・製剤技術開発部担当	取締役 常務執行役員 創薬研究所・開発企画部・製剤技術開発部・海外技術開発部担当
安本昌秀	取締役 常務執行役員 情報システム部・広報室・臨床検査薬事業部担当兼経営企画部兼ヘルスケア部長	取締役 執行役員 情報システム部・広報室・臨床検査薬事業部担当兼経営企画部兼ヘルスケア部長
丹菊文男	執行役員 総務部長兼海外事業部付部長	総務部付部長兼海外事業部付部長
又木隆浩	執行役員 臨床検査薬事業部長	理事 臨床検査薬事業部長

(注) 下線部は変更箇所を示しております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員として有能な人材を迎えることができるよう、社外役員との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、社外取締役及び社外監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外役員が任務を怠ったことによって当社に対し損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として、その責任を負うものとします。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外役員がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その内容の概要は次のとおりです。なお、当該保険契約は、2023年10月に更新の予定です。

① 被保険者の範囲

当社並びに子会社の取締役、監査役及び執行役員

② 被保険者の実質的な保険料負担

保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

③ 補填の対象となる保険事故の概要

被保険者の業務又は職務の執行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）について補填されます。

④ 役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

被保険者の故意に基づく法令違反行為、違法な私的利益供与、犯罪行為等による賠償責任に対しては補填の対象とされない旨の免責条項が付されております。

4. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「報酬決定方針」という）を制定しており、その概要は次のとおりです。

【基本方針】

当社の取締役の報酬等は、業績の向上を通じて企業価値及び株主価値の持続的な向上を図る経営を推進するインセンティブとしての機能にも配慮し、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、社内取締役の報酬等は金銭固定報酬を基本とし（以下「基本報酬」という）、不定期に非金銭報酬の支給を決定いたします。社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うことといたします。

≪各報酬制度の概要≫

報酬項目	概要
基本報酬	月例の金銭固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じ、当社の業績、及び本人の業務評価等を踏まえて報酬額を決定する。
非金銭報酬	当社取締役会は、社内取締役の一部又は全部に対し、業績の向上を通じて企業価値及び株主価値の持続的な向上を図る経営を推進するインセンティブを与えるものとして適切な株式報酬の内容、額若しくは数又はその算定方法、当該株式報酬を与える時期又は条件、その他必要な事項を定める。

【構成】

各社内取締役の金銭固定報酬の額又は非金銭報酬の額の各社内取締役の報酬等の額に対する割合については、役位、職責、在任年数、当社の業績、従業員給与の水準、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえつつ、業績の向上を通じて企業価値及び株主価値の持続的な向上を図る経営を推進するインセンティブとして十分に機能するための最適な構成といたします。

社外取締役はその職務に鑑み、基本報酬のみとするため、金銭固定報酬の額が各社外取締役の報酬等の額の全部を占めます。

【決定方法】

各取締役の基本報酬の額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任を受けるものといたします。代表取締役社長は、報酬決定方針に従って決定を行います。取締役会は、代表取締役社長の決定が報酬決定方針に沿ったものであるかを報酬諮問委員会に諮問し、答申を受けます。

なお、株式報酬は、各社内取締役の金銭固定報酬の額又は非金銭報酬の額の各社内取締役の報酬等の額に対する割合の妥当性についての報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で各社内取締役の割当株式数を決議いたします。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

	報酬の種類	報酬限度額等	株主総会決議年月日	決議時の 役員の員数
取締役	基本報酬	月額27百万円以内 (ただし、使用人分給 とは含まない。)	1991年6月27日 第59回定時株主総会	取締役13名
取締役 (社外取締役を除く)	非金銭報酬 (譲渡制限付 株式報酬)	年額20百万円以内 (年8,000株以内)	2021年6月18日 第89回定時株主総会	取締役(社外取締役 を除く) 4名
監査役	基本報酬	月額3百万円以内	1991年6月27日 第59回定時株主総会	監査役2名

- (注) 1. 当社は2017年5月18日開催の取締役会の決議により、2017年6月23日開催の第85回定時株主総会の終結の時をもって、社外取締役及び社外監査役に対する退職慰労金制度を廃止し、第85回定時株主総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金をそれぞれの退任時に贈呈することを当該定時株主総会で決議しております。
2. 当社は2019年8月23日開催の取締役会の決議により、2019年8月22日をもって、社内監査役に対する退職慰労金制度を廃止いたしました。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2022年6月24日開催の取締役会における委任決議に基づき、代表取締役社長山口一城氏が、取締役の個人別の報酬等を決定しております。その権限の内容は各取締役の使用人兼務取締役の使用人分給与を除いた具体的な月額報酬の金額及び当社の役員退職慰労金規程に定める基準に従った退任取締役の退職慰労金の金額の決定であります。

代表取締役社長に委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

当社は、代表取締役社長に委任された権限が適切に行使されるようにするための措置として、社外取締役が過半数を占める報酬諮問委員会において、代表取締役社長が決定した取締役の個人別の報酬等の内容と、報酬決定方針との整合性を含めた検討を行い、取締役会に対して答申します。当該手続きを経て、取締役の個人別の報酬額について確認が行われているため、取締役会はその内容が報酬決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	非金銭報酬等	退職慰労引当金等	
取締役 (うち社外取締役)	167百万円 (13百万円)	145百万円 (13百万円)	3百万円 (一百万円)	19百万円 (一百万円)	6名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	20百万円 (9百万円)	20百万円 (9百万円)	一百万円 (一百万円)	一百万円 (一百万円)	4名 (3名)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与(22百万円)は含まれておりません。
 2. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式の付与のために支給した金銭報酬債権の総額に係る当事業年度中の費用計上額であります。
 3. 退職慰労引当金等は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。
 4. 上記の対象となる役員の員数には、2022年6月24日開催の第90回定時株主総会の終結の時をもって退任した社外監査役1名を含んでおります。
 5. 上記のほか、2017年6月23日開催の第85回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。
 退任社外監査役 1名 3百万円

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

社外役員が兼職している他の法人と当社の間には特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

地位	氏名	取締役会 出席状況 (出席率)	監査役会 出席状況 (出席率)	取締役会及び監査役会における 発言その他の活動状況
取締役	原田 裕司	12回／12回 (100%)	—	金融機関やメーカー等における経営及び海外事業に関する豊かな業務経験に基づき、当社の経営全般に対し、意見を述べるなど、社外取締役として独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	吉野 正己	12回／12回 (100%)	—	弁護士としての専門性と豊富な経験に基づき、当社の経営全般に対し、意見を述べるなど、社外取締役として独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	進藤 直滋	12回／12回 (100%)	16回／16回 (100%)	公認会計士としての専門的な見地から公正な意見の表明を行い、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	山口 留美	10回／10回 (100%)	13回／13回 (100%)	公認会計士及び税理士としての専門的な見地から公正な意見の表明を行い、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(注) 社外監査役山口留美氏につきましては、2022年6月24日就任後の状況を記載しております。

(3) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

地 位	氏 名	期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	原 田 裕 司	取締役会や独立社外者のみを構成員とする会合において、当社の対処すべき課題等に対して、金融機関やメーカー等における豊富な経営経験と業務知識に基づき、実践的な視点から、経営に関する助言、リスクの指摘や改善策の提案等をいただいております。また、報酬諮問委員会の委員として取締役報酬決定における客観性を高めるなど、当社経営の監督に適切な役割を果たしております。
取 締 役	吉 野 正 己	取締役会や独立社外者のみを構成員とする会合において、当社の対処すべき課題等に対して、企業法務に精通した弁護士として、また他社での社外役員の経験に基づき、客観的・専門的な視点からリスクの指摘や改善策の提案等をいただいております。また、報酬諮問委員会の委員として取締役報酬決定における客観性を高めるなど、当社経営の監督に適切な役割を果たしております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	当期 (2023年3月31日)	(ご参考) 前期 (2022年3月31日)	科目	当期 (2023年3月31日)	(ご参考) 前期 (2022年3月31日)
資産の部			負債の部	30,037	30,952
流動資産	33,436	33,495	流動負債	14,766	16,750
現金及び預金	10,529	11,645	支払手形及び買掛金	2,545	2,146
受取手形、売掛金及び契約資産	7,516	8,100	電子記録債務	6,399	7,420
電子記録債権	3,738	4,544	短期借入金	392	400
商品及び製品	6,468	4,942	1年内償還予定の社債	—	200
仕掛品	1,277	1,484	1年内返済予定の長期借入金	2,650	2,581
原材料及び貯蔵品	3,010	2,385	リース債務	77	73
未収還付法人税等	220	—	未払金	84	107
その他	675	391	未払法人税等	81	292
固定資産	15,134	15,957	未払消費税等	91	200
有形固定資産	11,518	11,848	未払費用	1,678	1,950
建物及び構築物	4,786	4,971	預り金	175	164
機械装置及び運搬具	1,636	1,931	返金負債	221	300
工具、器具及び備品	379	319	その他	369	913
土地	4,344	4,345	固定負債	15,270	14,202
リース資産	170	168	長期借入金	11,950	11,399
建設仮勘定	200	112	リース債務	161	135
無形固定資産	569	884	役員退職慰労引当金	457	469
特許権	15	17	退職給付に係る負債	139	132
商標権	54	61	再評価に係る繰延税金負債	915	915
販売権	383	666	その他	1,645	1,149
リース資産	47	23	純資産の部	18,534	18,501
ソフトウェア	59	105	株主資本	16,093	15,939
電話加入権	9	9	資本金	4,304	4,304
投資その他の資産	3,046	3,225	資本剰余金	1,263	1,263
投資有価証券	1,385	1,810	利益剰余金	13,636	13,482
長期前払費用	496	359	自己株式	△3,110	△3,110
敷金及び保証金	57	68	その他の包括利益累計額	2,423	2,545
退職給付に係る資産	401	309	その他有価証券評価差額金	335	547
繰延税金資産	353	329	土地再評価差額金	2,072	2,070
その他	414	410	為替換算調整勘定	△20	△170
貸倒引当金	△61	△61	退職給付に係る調整累計額	35	98
繰延資産	—	0	新株予約権	17	17
社債発行費	—	0	負債純資産合計	48,571	49,453
資産合計	48,571	49,453			

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期	(ご参考)
	自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月 31 日	前 期 自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月 31 日
売上高	31,559	32,506
売上原価	23,374	23,432
売上総利益	8,184	9,073
販売費及び一般管理費	8,425	8,248
営業利益又は営業損失 (△)	△241	825
営業外収益	475	449
受取利息	2	0
受取配当金	30	29
固定資産賃貸料	6	6
持分法による投資利益	27	27
為替差益	386	355
保険配当金	8	8
その他	13	21
営業外費用	175	251
支払利息	122	118
支払手数料	39	31
操業休止関連費用	—	66
その他	13	35
経常利益	58	1,022
特別利益	422	141
固定資産売却益	10	141
投資有価証券売却益	411	—
特別損失	—	187
減損損失	—	14
投資有価証券評価損	—	10
棚卸資産評価損	—	162
税金等調整前当期純利益	480	976
法人税、住民税及び事業税	79	414
法人税等調整額	61	△138
法人税等合計	141	275
当期純利益	339	700
親会社株主に帰属する当期純利益	339	700

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 (要旨)

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期
	自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日	自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日
営業活動によるキャッシュ・フロー	△916	1,801
投資活動によるキャッシュ・フロー	△394	35
財務活動によるキャッシュ・フロー	144	△793
現金及び現金同等物に係る換算差額 (△は減少)	51	96
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,115	1,139
現金及び現金同等物の期首残高	11,645	10,505
現金及び現金同等物の期末残高	10,529	11,645

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当 期 (2023年3月31日)	(ご参考) 前 期 (2022年3月31日)	科 目	当 期 (2023年3月31日)	(ご参考) 前 期 (2022年3月31日)
資産の部			負債の部	25,659	24,108
流動資産	23,352	22,122	流動負債	12,001	11,722
現金及び預金	8,427	7,297	支払手形	2	2
受取手形	41	31	電子記録債務	5,569	5,742
電子記録債権	3,775	4,602	買掛金	2,501	1,720
売掛金	5,124	5,994	短期借入金	152	160
商品及び製品	4,599	3,477	1年内返済予定の長期借入金	2,078	1,809
仕掛品	47	23	リース債務	67	57
原材料及び貯蔵品	96	42	未払金	38	61
前払費用	311	149	未払法人税等	26	196
未収還付法人税等	77	—	未払消費税等	—	174
その他	852	503	未払費用	1,107	1,380
固定資産	12,559	12,980	預り金	29	29
有形固定資産	4,894	4,859	返金負債	206	287
建物	446	501	設備関係支払手形	152	62
構築物	31	27	その他	69	36
機械及び装置	88	92	固定負債	13,657	12,386
車両運搬具	0	0	長期借入金	10,481	9,758
工具、器具及び備品	192	119	リース債務	145	109
土地	3,988	3,989	退職給付引当金	51	52
リース資産	147	129	役員退職慰労引当金	416	400
無形固定資産	524	799	再評価に係る繰延税金負債	915	915
特許権	15	17	その他	1,645	1,149
商標権	54	61	純資産の部	10,253	10,994
販売権	383	666	株主資本	7,832	8,366
ソフトウェア	16	22	資本金	4,304	4,304
リース資産	47	23	資本剰余金	1,255	1,255
電話加入権	7	7	その他資本剰余金	1,255	1,255
投資その他の資産	7,140	7,321	利益剰余金	5,294	5,828
投資有価証券	1,203	1,644	利益準備金	403	385
関係会社株式	4,948	4,948	その他利益剰余金	4,891	5,443
敷金及び保証金	48	59	繰越利益剰余金	4,891	5,443
前払年金費用	275	133	自己株式	△3,021	△3,021
繰延税金資産	145	119	評価・換算差額等	2,403	2,610
その他	578	478	その他有価証券評価差額金	331	540
貸倒引当金	△61	△61	土地再評価差額金	2,072	2,070
資産合計	35,912	35,103	新株予約権	17	17
			負債純資産合計	35,912	35,103

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

(単位：百万円)

科 目	当 期	(ご参考)
	自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日	前 期 自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日
売上高	21,951	24,011
売上原価	16,752	17,509
売上総利益	5,198	6,502
販売費及び一般管理費	6,549	6,857
営業損失 (△)	△1,350	△355
営業外収益	494	493
受取利息	0	0
受取配当金	366	362
不動産等賃貸料	73	73
保険配当金	8	8
その他	45	49
営業外費用	126	140
支払利息	102	91
支払手数料	6	29
その他	17	18
経常損失 (△)	△983	△2
特別利益	422	141
固定資産売却益	10	141
投資有価証券売却益	411	—
特別損失	—	25
減損損失	—	14
投資有価証券評価損	—	10
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△560	113
法人税、住民税及び事業税	△242	17
法人税等調整額	30	△153
法人税等合計	△211	△135
当期純利益又は当期純損失 (△)	△349	249

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

日本ケミファ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長 島 拓 也
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 男 澤 江利子
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ケミファ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ケミファ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

日本ケミファ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長 島 拓 也
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 男 澤 江利子
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ケミファ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第91期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、社長室内部監査課その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び第3号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月11日

日本ケミファ株式会社 監査役会
常勤監査役 牧 野 盛
社外監査役 進 藤 直 滋
社外監査役 山 口 留 美

以 上

株主総会会場ご案内図

会場	神田明神 明神会館		
所在地	東京都千代田区外神田二丁目16番2号 電話 03 (6384) 0477		
最寄駅	JR中央線・総武線 御茶ノ水駅（聖橋口） 徒歩5分 JR山手線・京浜東北線 秋葉原駅（電気街口） 徒歩7分	東京メトロ 丸ノ内線 御茶ノ水駅 徒歩5分 銀座線 末広町駅 徒歩5分 千代田線 新御茶ノ水駅 徒歩5分 日比谷線 秋葉原駅 徒歩10分	
お願い	駐車場はございませんので、お車での来場はご遠慮願います。		



第91回定時株主総会
その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

会社の新株予約権等に関する事項
会計監査人に関する事項
業務の適正を確保するための体制及びその運用状況
当社の支配に関する基本方針
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

第91期（2022年4月1日～2023年3月31日）



上記の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、株主様にご送付する書面には記載しておりません。

会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	第4回新株予約権 (2017年8月1日発行)
発行決議の日	2017年6月23日
役員の保有状況	38個(4名)
うち取締役(社外取締役を除く)	38個(4名)
うち社外取締役	—
うち監査役	—
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 3,800株(新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	払込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個につき541,400円
新株予約権の行使期間	2020年8月2日から2023年8月1日まで
新株予約権の行使の条件	(注) 1

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (i) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」)が当社の役員又は従業員の地位(以下「権利行使資格」)を喪失した場合(但し、新株予約権者が任期満了又は定年により権利行使資格を喪失した場合を除く。)は、新株予約権は直ちに失効し、以後行使できないものとします。
 - (ii) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者が死亡した日から3ヶ月が経過する前に新株予約権者の相続人による新株予約権に関する遺産分割協議その他の相続手続が完了した場合に限り、新株予約権の相続を認めます。
 - (iii) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとします。
 - (iv) 新株予約権の行使についてのその他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結している新株予約権割当契約に定めるところによります。
2. 2021年6月18日開催の第89回定時株主総会の決議により、取締役に対するストック・オプション制度を廃止しており、当事業年度におけるストック・オプションとしての新株予約権の新たな発行は行っておりません。

会計監査人に関する事項

1. 名称

有限責任監査法人 トーマツ

2. 報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	41百万円
当社及び連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額につきまして、同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd.は当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

3. 解任又は不再任の決定の方針

当社都合のほか、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断された場合、その事実に基づき監査役会は当該会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案とすべきかどうかを審議します。

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき2006年5月12日開催の取締役会において内部統制基本方針を制定し、その後、社会情勢の変化に鑑み、適宜改正しております。

① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- i) 日本ケミファグループ法令等遵守行動基準を定め、当社及び子会社（以下、日本ケミファグループという。）の役員・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、法令等遵守担当取締役を委員長とする法令等遵守推進委員会を設置し、同委員会が中心となって当社の役員・使用人の教育等を行う。
- ii) 社長直轄の内部監査部門は、法令等遵守推進委員会と連携の上、法令等遵守の状況を監査する。これらの活動結果は、定期的に取締役会及び監査役に報告されるものとする。
- iii) 法令上疑義のある行為等について役員・使用人等が直接情報提供を行う手段として、常勤監査役、法令等遵守担当役員、法令等遵守推進委員会事務局、及び社外取締役、社外監査役、社外弁護士等の中から法令等遵守推進委員会が定める1人又は複数の者宛てのホットラインである「Nippon Chemiphar Hot Line」を設置・運営する。この場合、通報者の希望により匿名性を保証するとともに、通報者に不利益が無いことを確保する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- i) 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を電磁的記録その他各種の記録及び書面文書（以下、「文書」という。）に記録し、保存する。
- ii) 取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i) 当社の経営に重大な影響を及ぼす種々のリスクを把握するとともに、リスクに係る管理体制の整備、発現したリスクへの対応等を行うため、リスク管理規程を制定する。
- ii) リスク管理規程に基づきリスク毎の責任部署を定め、当社のリスクを総合的に管理するため、リスク管理担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置する。同委員会は当社のリスク管理について、定期的に取締役会に報告する。
- iii) コンプライアンス及び情報セキュリティに関するリスクについては、リスク管理委員会の下部組織として設置する法令等遵守推進委員会及び情報セキュリティ委員会が所管する。
- iv) 内部監査部門は、リスク管理委員会と連携の上、各部署のリスク管理の状況を監査する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i) 取締役会は経営方針及び中長期経営計画を策定し、これに基づき役員・使用人が共有する

経営目標を定める。

- ii) 経営目標達成のために、各執行役員は取締役会により分配された権限に基づく具体的目標と効率的な達成の方法を定める。
 - iii) 執行役員会議は定期的に、各執行役員の前目標達成進捗状況をレビューし、改善を促す。
 - iv) 執行役員会議のレビューを受けて取締役会は当初の経営方針及び中長期経営計画あるいは経営目標の妥当性を議論し、職務執行の効率化の観点から、必要がある場合は随時見直す。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i) 子会社に対して、職務執行に係る事項について定期的に報告させるとともに、必要の都度、その報告を求めることができる。
 - ii) リスク管理委員会で、日本ケミファグループのリスクを総合的に管理するとともに、子会社毎に担当執行役員を任命し、担当子会社がコンプライアンス及び情報セキュリティに関するリスクも含めたリスク管理体制を構築するよう指導する。
 - iii) 企業集団としての事業活動を行うために必要な基本事項をグループ管理規程に定め、その適切な運用により、子会社取締役の職務の執行の効率性の向上を図る。
 - iv) 子会社に日本ケミファグループ法令等遵守行動基準を適用し、法令等遵守推進委員会がグループ全体のコンプライアンス・リスクを管理する体制とし、また、「Nippon Chemiphar Hot Line」を子会社の役員・使用人等が利用できるように運営する。
 - v) 日本ケミファグループに属する会社間の取引は、法令・会計原則その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。
 - vi) 内部監査部門は、日本ケミファグループにおける内部監査を実施又は統括し、日本ケミファグループの内部統制の有効性と妥当性を確保する。
 - vii) 監査役は、日本ケミファグループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適切に行えるよう会計監査人及び内部監査部門と協働して適切な体制を構築する。
- ⑥ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- i) 監査役は、内部監査部門の使用人あるいはその業務を行うに適切な部署の使用人を補助者（以下、「補助者」という。）として、監査業務に必要な事項を命令することができる。
 - ii) 補助者は、監査役の監査業務に関する命令に関して、会社の指揮命令を受けないものとする。また、補助者の人事異動等については、監査役会の意見を尊重するものとする。
 - iii) 補助者が、監査役の監査業務に関する命令を受けたときは、専らその指揮命令に従うものとする。

- ⑦ 当社及び子会社の取締役・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- i) 日本ケミファグループの役員・使用人は、法定の事項、日本ケミファグループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を監査役会に対してすみやかに報告する。
 - ii) 報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、監査役会との協議により決定する。
 - iii) 日本ケミファグループは、監査役会へ報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取り扱いを受けないことを確保する。
- ⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑨ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役会は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的な意見交換会を開催する。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- i) 日本ケミファグループの財務報告の信頼性を確保するため、全社統制及び業務プロセスにおける文書化など体制整備を進める。
 - ii) 構築した体制を運用し、その評価及び改善を適宜行い、財務報告の重要な事項に誤りが発生するリスクを低減することに努める。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況
- i) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、これらとかわりのある企業、団体とはいかなる関係も持たない旨を日本ケミファグループ法令等遵守行動基準に定め、日本ケミファグループの役員・使用人全員に周知徹底する。
 - ii) 平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や弁護士などと緊密に連携を取り、組織全体としてすみやかに対処する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

法令等遵守推進委員会を定期的開催し、内部通報制度である「Nippon Chemiphar Hot Line」の利用状況の報告や日本ケミファグループ法令等遵守行動基準に関連する事項の検討、社内規程整備状況の確認、教育啓発活動等を実施しており、これらの実施状況は1年に2回、取締役会及び執行役員会議に報告されています。同委員会には社長室内部監査課がオブザーバーとして参加しており、両組織の連携によりコンプライアンスの実効性が確保されています。

また、独立社外取締役2名及び独立社外監査役2名が連携し、主に取締役会における発言が積極的に行われる機会を設けることで、監督・監査機能を強化しています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に基づき、株主総会や取締役会等の重要な会議の議事録、稟議書、会計書類その他取締役の職務の執行に係る文書は、その種類ごとに定められた保存期間、適切に保存・管理されており、取締役及び監査役は常時閲覧できます。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に基づき定期的開催するリスク管理委員会では、各責任部署（子会社を含む）が抽出したリスクについて対応状況のモニタリングを行うことでリスク低減に努めており、この活動状況は1年に2回、取締役会及び執行役員会議に報告されています。なお、コンプライアンスに関するリスクについては上述のとおり、同委員会の下部組織として設置されている法令等遵守推進委員会が、情報セキュリティに関するリスクについては、同様の位置付けの情報セキュリティ委員会が所管しており、この活動状況も同時に取締役会及び執行役員会議に報告されています。また、この2つの委員会にも社長室内部監査課はオブザーバーとして参加しており、リスク管理の実効性確保に寄与しています。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

第91回定時株主総会招集ご通知16頁に記載の「3つのミッションプラス1」を経営方針とし、この経営方針を具体化する方策として、取締役会は3ヶ年の中期経営計画を策定しています。各執行役員は同計画遂行に向けて1年ごとに担当部門の事業計画を作成し、執行役員会議でその進捗状況が適宜レビューされています。このレビューを総括することにより現中期経営計画は毎年ロールオーバーされる仕組みとなっています。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
関係会社管理規程に基づいて四半期ごとに関係会社代表者会議又は業績報告が行われ、当社グループ間取引も含めた子会社の事業運営に関する重要な事項について適宜情報交換や協議が行われています。
当社監査役は、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通や情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、その事業及び財産の状況を調査しています。
また、子会社は当社リスク管理委員会及びその下部委員会、当社の担当執行役員、社長室内部監査課による複合的な統制によってその業務の適正が確保される体制となっています。なお、子会社の役員・使用人等が「Nippon Chemiphar Hot Line」を利用できる旨周知徹底されています。
- ⑥ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役は補助者として内部監査部門の使用人1名を配置し、補助業務については会社ではなく監査役の指揮命令に服することにつき、監査役会規則に則った運用がなされています。
- ⑦ 当社及び子会社の取締役・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役は、取締役会や執行役員会議等の重要な会議（重要な子会社の取締役会を含みます。）に出席し、取締役、主要な部門長、子会社の取締役等から業務の執行状況を聴取するほか、それらの者は監査役に対し、適宜業務執行状況を報告しています。
常勤監査役及び社外監査役の1人（弁護士）は、当社内部通報制度である「Nippon Chemiphar Hot Line」の通報担当先に指定されており、企業活動全般における不正や懸念事項について直接通報を受ける体制が構築されています。この場合、通報者が通報したことにより不利益を受けることがないことを内部通報規程が保障しています。
- ⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役監査基準に従い、監査の実効性を確保するために監査役職務の執行上必要と見込まれる費用については予算を計上しており、計上された予算執行は原則的に拒絶されません。緊急又は臨時に拠出した費用につきましては、法令に則って会社が前払い又は償還をしています。なお、監査役は監査費用の支出にあたってその効率性及び適正性に留意しています。
- ⑨ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を実施しています。

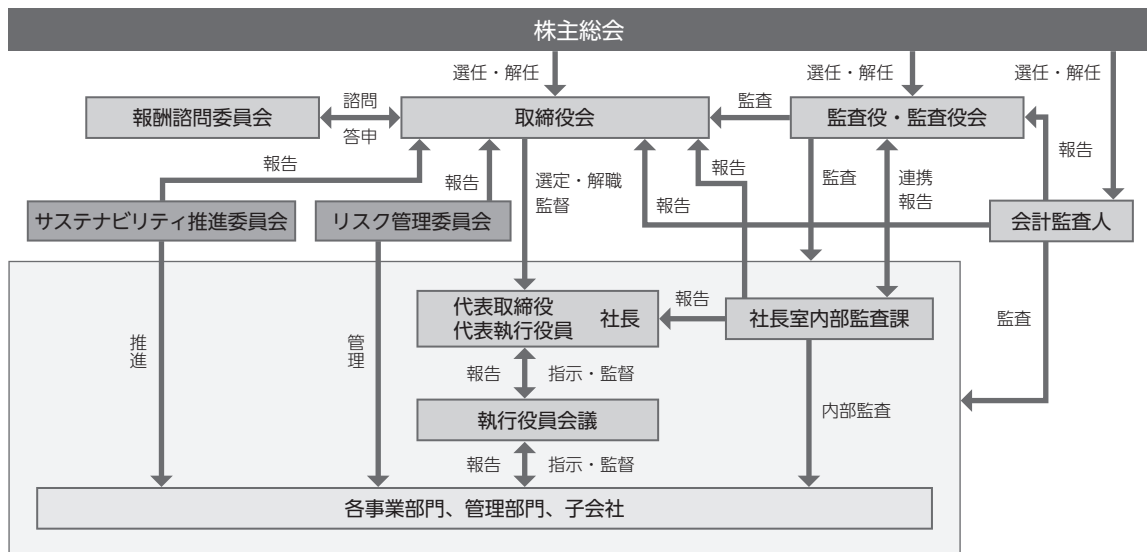
⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

全社統制及び業務プロセスにおける文書化については、社長室内部監査課が年間計画に基づいて整備・運用状況の評価を実施し、その状況は定期的に、取締役会及び監査役会で報告されています。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

反社会的勢力とはいかなる関係も持っていません。また、加盟する公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会と連絡を密にすることにより、関係情報収集に努めています。

コーポレート・ガバナンス体制図



当社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

但し、当社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社では、グループとして企業価値の向上・確保に努めておりますが、特に、当社の企業価値の源泉は、①ジェネリック医薬品においては、新薬メーカーとして培った技術を基礎とした製品の開発力と、国内基幹工場とベトナム工場を活用した品質管理・コスト対応能力、②戦略領域であるアルカリ化療法剤に関する専門知識、経験及びノウハウと、それらを応用した製品及び開発パイプラインの市場価値、③探索機能に特化し効率性と開発確度を追求するベンチャー型創薬研究、というそれぞれ独自性がある3つの異なる医薬品事業と、④画期的なアレルギー検査製品「ドロップスクリーン」の高い製品力と市場性を中核とした臨床検査薬事業を同時に推進し、⑤それら事業の成果を海外へ展開するというユニークなビジネスモデルを維持していることです。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのももちろんのこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社としては、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

① 中期経営計画による取組み

当社は、近年ますますスピードが増している経済環境や制度の変化にタイムリーに対応すべく、2015年度より期間3ヶ年の中期経営計画を毎年ロールオーバーしております。この中期経営計画においては、当社が従前取り組んでまいりました3つのミッションを継続的に発展させ、①質を追求した特色あるジェネリック医薬品事業の展開、②アルカリ化療法剤の知見や研究成果を活用した新領域への多面展開、③自社開発創薬と導入新薬開発及びそれらに関するアライアンス戦略の展開による業容拡大へのさらなる取組みを継続・強化するとともに、④ドロップスクリーンを軸にした臨床検査薬事業の業容拡大も重要なミッションに加え、⑤これらの取組みの成果をベースに海外に展開することを掲げております。

まず、ジェネリック医薬品事業につきましては、オーソライズドジェネリックの台頭及び市場成長の鈍化による競争激化に加え、事実上の毎年薬価改定が続く一方で世界的な資源価格上昇や研究開発費高騰などによりコスト負担は増加する過酷な収益環境の中で、市場におけるプレゼンスを維持し持続的に事業利益を確保するためには、競争優位性のある製品にターゲットを絞り込んで販売することで「質」を追求し、多様化する市場ニーズを捉えて収益機会を取り込むとともに、開発、製造、販売にわたるサプライチェーン全体を強化・効率化することが不可欠であると考えております。このような方針のもと、知財部門を含む開発体制の強化や、グループの基幹製造拠点である日本薬品工業つくば工場と低コストオペレーションに強みを持つNippon Chemiphar Vietnam社ベトナム工場における品質管理体制の強化や生産体制の拡充と効率化、開発部門と製造部門のさらなる技術連携強化を推進しております。また、営業面では、当社グループ全体の営業活動を一元管理する「グループ医薬営業本部」のもと、営業支援システムなどITも駆使して、ターゲット先における新規口座獲得と利益最大化を重視したプロモーションを効率的に展開するとともに、多様化した販路での取引深耕に努めてまいります。加えて、複数の医薬品メーカーにおける品質問題等に端を発し業界全体での製品供給不足が続く中、品質確保への取組みを従前以上に徹底しながら、でき得る限りの増産に努め市場の需要に応えていくことで、業界全体の信頼回復に努めていくことも重要な責務と考えております。

次に、当社の戦略領域であるアルカリ化療法剤のナレッジの新領域への展開を図る取組みに関しましては、Delta-Fly Pharma株式会社とのライセンス契約に基づきアルカリ化療法剤の知見を活用した抗がん剤開発への取組みを推進するとともに、アルカリ化療法剤による慢性腎臓病進展抑制等の臨床研究の成果を多面的な収益機会の獲得・拡大に結び付けるべく、AIやリアルワールドデータ、デジタル治験などの新技術を活用した適応症追加へのチャレンジや、健康食品等への応用に取り組んでまいります。

自社開発創薬と導入新薬開発及びそれらに伴うアライアンス戦略につきましては、抗うつ・

抗不安薬「NC-2800」について住友ファーマ株式会社（旧 大日本住友製薬株式会社）と共同研究開発契約及びオプション契約を締結し、現在、AMEDによる医療研究開発革新基盤創成事業（CiCLE）の下でフェーズⅠ試験を実施中です。加えて、高尿酸血症治療薬「NC-2500」は、2023年2月に南京寧和衡信製薬有限公司と中国における痛風・高尿酸血症領域でのライセンス契約を締結しました。同社が中国での開発を進め得られたノウハウは当社が他地域へ展開することが可能であり、本契約の締結を足掛かりにNC-2500が有する価値の最大化に努めてまいります。公的資金を活用し開発を進めた神経障害性疼痛治療薬「NC-2600」はフェーズⅠ試験が終了し、新たに慢性咳嗽もターゲット疾患に加えて、早期導出に向けた活動を推進してまいります。また、Delta-Fly Pharma社とライセンス契約を締結しているもう一つの抗がん剤候補化合物「DFP-14323」は、2022年6月に当社が発表したフェーズⅡ試験の成績で有用性が示されており、現在フェーズⅢ試験に向けた準備が進められています。これらに加えて、AI創薬企業である株式会社MOLCUREとの資本業務提携を通じたAI新技術の活用による研究開発体制の革新・効率化や、デジタル医療を推進するサスメド株式会社との資本業務提携による医薬品開発への取組みなど、今後も創薬への投資を継続してまいります。

臨床検査薬事業につきましては、2020年2月に発売した画期的なアレルギー検査製品「ドロップスクリーン」が医療機関から高い評価を頂いており、2022年10月から本格的にスタートした当社医薬MRIによるプロモーションサポートも奏功し販売拡大に確実な手ごたえを得ております。その画期性や市場性は海外からも注目されており、引き続き海外展開に向けた製品開発、各国法規制対応、パートナー選定などに取り組んでまいります。

また、2019年2月に製造販売を承継した経口腸管洗浄剤新薬「ピコプレップ配合内用剤」や、2020年7月に販売移管を受け2021年4月に製造販売を承継したマクロライド系抗生物質製剤「クラリシッド」など、患者さんや医療現場のニーズを充たす付加価値医薬品やエッセンシャルドラッグの導入・販売にも鋭意取り組んでまいります。

更に、将来にわたる当社グループの持続的成長のために、ASEAN、中国を中心とする医薬品の海外事業基盤の強化と次なる市場候補の開拓にも取り組んでおり、現在、次の有望な市場候補として中東・アフリカでのフィージビリティ・スタディが進展中です。

② コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、企業価値・株主共同の利益を維持・拡大させるために、株主の皆様から負託された経営責任を重く受け止め、経営組織とその運営のあり方の適正化に努め、株主の皆様はもとより、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーに対して一層の経営の透明性を高め、公正な経営を実現することを最重要事項としております。当社は、会社の機関設計に関し、経営効率の向上とコーポレート・ガバナンスの強化を図ることを目的に、経営機能を「意思決定機能・監督機能」と「業務執行機能」とに分離し、前

者を独立性の高い社外取締役が2名かつ3分の1以上の比率を占める取締役（会）に、後者を執行役員（会議）にそれぞれ配分しております。

また、監査役会設置会社として独立性の高い社外監査役2名を含む監査役の監査により経営の透明性・公正性を高め、取締役会の意思決定の監視・監督機能の強化を図っております。

社外取締役及び社外監査役は、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）の定める独立性の要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、いずれも当社からの独立性を有しております。当社は、これら社外役員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

また、リスク管理や内部統制システムの整備等を通じて内部管理体制の強化にも努めております。具体的には、内部統制基本方針や法令等遵守行動基準などに基づいた健全な企業活動を推進し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

これらの取組みにより株主の皆様をはじめとする様々なステークホルダーとの信頼関係をより一層強固なものにし、企業価値の継続的な向上を目指してまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2022年6月24日開催の第90回定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）について、2007年に導入した内容、並びに2010年、2013年、2016年及び2019年に改定された内容を一部再改定して更新することを上程し、株主の皆様のご承認を頂きました（以下、再改定後のプランを「本プラン」といいます。）。本プランの内容の概要は次のとおりであります。なお、本プランの内容の詳細は当社ホームページ（https://www.chemiphar.co.jp/ir/release/doc/2022/20220513_1.pdf）に掲載しております。

① 目的

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、若しくは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保したり、又は株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

② 本プランの概要

i) 本プランに係る手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付等が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示し、又は買付者等との交渉等を行うための手続を定めています。

ii) 新株予約権の無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割当てます。

iii) 特別委員会の利用及び株主意思の確認

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、独立性のある社外取締役等から構成される特別委員会の客観的な判断を経るものとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には事前又は事後に株主の皆様意思を確認するための株主総会を招集し（以下かかる株主総会を「株主意思確認株主総会」といいます。）、新株予約権無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することがあります。

iv) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は最大約50%まで希釈化される可能性があります。

v) 情報開示

上記 i) ないし iv) の各手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

③ 本プランの有効期間、廃止

本プランの有効期間は、第90回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、i) 当社の株主総会において第90回定時株主総会決議による当社取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、ii) 当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

④ 株主の皆様への影響

本新株予約権の無償割当て自体が行われていない場合には、株主の皆様には直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され新株予約権行使の手続を行わなければ、その保有する株式が希釈化される場合があります（但し、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得の手続を行った場合、保有する当社株式全体の価値の希釈化は原則として生じません。）。

(4) 上記取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

① 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

将来にわたる当社グループの持続的成長のため3つのミッションプラス1を中心とした各種取組み、コーポレート・ガバナンスの強化の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

したがって、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の仕事の維持を目的とするものではありません。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

本プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入されたものであり、基本方針に沿うものです。

また、本プランは、株主の承認を得た上で更新されており、一定の場合に本プランの発動の是非について株主意思確認株主総会において株主の皆様の意思を確認することができることや、有効期間が約3年間と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止することができることとされているなど株主意思を重視するものであること、買収防衛策に関する公の指針の要件を完全に充足していること、独立性のある社外取締役等のみから構成される特別委員会の判断の重視や情報開示の仕組みが確保されていること、合理的な客観的発動要件が設定されていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものといえます。

したがって、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の仕事の維持を目的とするものではありません。

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日
至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,304	1,263	13,482	△ 3,110	15,939
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△ 182	—	△ 182
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	339	—	339
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△ 0	△ 0
土地再評価差額金の取崩	—	—	△ 1	—	△ 1
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	154	△ 0	154
当 期 末 残 高	4,304	1,263	13,636	△ 3,110	16,093

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	547	2,070	△ 170	98	2,545	17	18,501
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	—	△ 182
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	—	339
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	—	△ 0
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	△ 1
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△ 211	1	150	△ 62	△ 121	—	△ 121
当 期 変 動 額 合 計	△ 211	1	150	△ 62	△ 121	—	32
当 期 末 残 高	335	2,072	△ 20	35	2,423	17	18,534

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 4社

(2) 連結子会社の名称

日本薬品工業株式会社、株式会社化合物安全性研究所、Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd.、
シャプロ株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 1社

(2) 会社の名称

ジャパンソファルシム株式会社

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd.の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

また、在外連結子会社は定額法によっております。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (3) 繰延資産の処理方法
社債発行費
社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。
- (4) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金：連結会計年度末の債権に対する貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 役員退職慰労引当金：役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規による支払見込相当額を計上しております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
 - ① 医薬品事業
主に医療用医薬品、臨床検査用の試薬及び機械の製造・販売を行っております。製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則として製品の引渡時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しておりますが、出荷時点から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益点を認識しております。
医療用医薬品の販売契約については、取引数量等に基づく変動対価が含まれており、顧客に支払う変動対価を売上高から控除しております。
変動対価の見積りは、類似した同種の契約が多数あることから過去の実績に基づき顧客に支払う対価を見積り、売上高から控除し返金負債を計上しております。
履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、重要な金融要素は含まれておりません。
 - ② その他事業
その他事業における主な顧客との契約から生じる収益は連結子会社の安全性試験の受託によるものです。連結子会社の安全性試験の受託事業において、連結子会社の役割が代理人に該当する取引について、対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で売上高を認識することとしております。加えて、全ての受託試験について、一定の期間にわたって充足される履行義務として、履行義務の充足にかかる進捗度に基づき収益を認識しております。

履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、重要な金融要素は含まれておりません。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

- a. ヘッジ手段……為替予約
ヘッジ対象……外貨建予定取引
- b. ヘッジ手段……金利スワップ
ヘッジ対象……借入金の利息

③ ヘッジ方針

為替相場変動リスク及び金利変動リスクを回避する目的でヘッジ手段を利用しておりますが、投機的な取引は行っておりません。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段が同一通貨の為替予約取引、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

(7) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度より費用処理しております。

過去勤務費用については、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を発生翌連結会計年度より費用処理しております。

② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

③ グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産の回収可能性

①当連結会計年度計上額 353百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、繰延税金資産について定期的に回収可能性を検討し、当該資産の回収が不確実と考えられる部分に対しては評価性引当額としております。回収可能性の判断においては、将来の課税所得見込額と実行可能なタックス・プランニングを考慮して、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると考えられる範囲で繰延税金資産を計上しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において、繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損損失に係る見積り

①当連結会計年度計上額

有形固定資産及び無形固定資産 12,087百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは固定資産のグルーピングを管理会計上の区分に基づき実施しております。

固定資産については、減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会で承認された中期経営計画を基礎として、一定の仮定に基づいて算定しますが、これらは見積りの不確実性を含み、経営者の判断が介在します。経営環境の著しい悪化等により中期経営計画の前提となった仮定に変更が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

21,469百万円

2. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価に係る繰延税金負債を負債の部に、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価を行った土地の期末における
時価と再評価後の帳簿価額との差額

△1,124百万円

(注) 上記の時価と再評価後の帳簿価額との差額のうち、賃貸等不動産に関するものについては、△1百万円含まれております。

3. 電子記録債権

連結貸借対照表には、信託受益権等を設定した上で現金化を留保している電子記録債権963百万円が含まれております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の数

普通株式 4,261,420株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2022年6月24日開催の第90回定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	182	利益剰余金	50.00	2022年3月31日	2022年6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2023年6月21日開催予定の第91回定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	182	利益剰余金	50.00	2023年3月31日	2023年6月22日

3. 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 18,600株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金については、主に銀行借入により調達しております。デリバティブは、為替変動リスク及び借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産、並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関して当社グループでは、各社が取引先ごとに期日管理及び残高管理等を把握する体制となっております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関して当社グループでは、各社が定期的に時価又は発行体の財務状況等を把握する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金、並びに電子記録債務は、通常の営業活動に伴い生じたものであり、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に長期運転資金に係る資金調達であります。また、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

外貨建予定取引については為替変動リスクに晒されておりますが、当該リスクを軽減するため、一部の取引において為替予約取引をヘッジ手段として利用しております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成する方法等により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(4) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち50.7%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額224百万円）は、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(※1)	時 価(※1)	差 額
(1) 投資有価証券	1,161	1,161	—
資産計	1,161	1,161	—
(2) 長期借入金	(14,601)	(14,551)	49
負債計	(14,601)	(14,551)	49
(3) デリバティブ取引	—	—	—

(※1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(※2) 「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券	1,161	—	—	1,161
資産計	1,161	—	—	1,161

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	(14,551)	—	(14,551)
負債計	—	(14,551)	—	(14,551)

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(下記「長期借入金」参照)

長期借入金

長期借入金の時価については、元金金の合計額を同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっているため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(注2) デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	1,250	893	(※)

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注3) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	224

上記については、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

(注4) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	10,529	—	—	—
受取手形、売掛金及び契約 資産	7,516	—	—	—
電子記録債権	3,738	—	—	—
合計	21,784	—	—	—

(注5) 長期借入金及びその他の有利子負債の返済予定額

(単位：百万円)

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	392	—	—	—	—	—
長期借入金	2,650	2,456	2,373	1,888	1,855	3,377
合計	3,042	2,456	2,373	1,888	1,855	3,377

(賃貸等不動産に関する注記)

当社では、埼玉県その他の地域において、賃貸施設等を有しております。2023年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は0百万円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）、売却損益は10百万円（特別利益に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
104	△19	84	71

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、医薬品事業及びその他の事業を営んでおり、医薬品事業の内容は医療用医薬品、臨床検査用の試薬及び機械の製造・販売であり、その他の事業の内容は安全性試験の受託事業、ヘルスケア事業及び不動産賃貸事業であります。その他の事業における顧客との契約から生じる収益は主に安全性試験の受託事業から生じる収益であります。各事業における顧客との契約から生じる収益については、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他	合計	調整額	連結損益
	医薬品事業				計算書計上額
売上高					
顧客との契約から生じる収益	30,443	1,011	31,455	—	31,455
その他の収益	99	4	103	—	103
外部顧客に対する売上高	30,543	1,015	31,559	—	31,559
セグメント間の内部売上高 又は振替高	9	22	31	△31	—
計	30,552	1,038	31,590	△31	31,559

2. 収益を理解するための基礎となる情報

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)「4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載されているとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	133	138
売掛金	7,808	7,134
電子記録債権	4,544	3,738
	12,487	11,011
契約資産	157	243
契約負債	221	198

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は「受取手形、売掛金及び契約資産」に含まれており、契約負債は「流動負債その他」に含まれています。また、期首時点の契約負債75百万円は当連結会計年度の収益として計上されています。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度末
1年以内	386
1年超	78
合計	464

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額

5,130円65銭

1 株当たり当期純利益金額

94円07銭

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益

339百万円

普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益

339百万円

普通株主に帰属しない金額

一百万円

普通株式の期中平均株式数

3,609千株

株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金		自 己 株 式	株主資本合計
		そ の 他 資 本 剰 余 金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	4,304	1,255	385	5,443	△ 3,021	8,366
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	—	—	18	△ 200	—	△ 182
当 期 純 損 失 (△)	—	—	—	△ 349	—	△ 349
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	△ 0	△ 0
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩	—	—	—	△ 1	—	△ 1
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	18	△ 552	△ 0	△ 534
当 期 末 残 高	4,304	1,255	403	4,891	△ 3,021	7,832

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	540	2,070	2,610	17	10,994
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△ 182
当 期 純 損 失 (△)	—	—	—	—	△ 349
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	△ 0
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩	—	—	—	—	△ 1
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△ 208	1	△ 206	—	△ 206
当 期 変 動 額 合 計	△ 208	1	△ 206	—	△ 741
当 期 末 残 高	331	2,072	2,403	17	10,253

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金：事業年度末の債権に対する貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を発生の上事業年度より費用処理しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の上事業年度より費用処理しております。
ただし、当事業年度において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金：役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規による支払見込相当額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

主に医療用医薬品、臨床検査用の試薬及び機械の製造・販売を行っております。製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則として製品の引渡時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しておりますが、出荷時点から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点に収益を認識しております。

医療用医薬品の販売契約については、取引数量等に基づく変動対価が含まれており、顧客に支払う変動対価を売上高から控除しております。

変動対価の見積りは、類似した同種の契約が多数あることから過去の実績に基づき顧客に支払う対価を見積り、売上高から控除し返金負債を計上しております。

履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、重要な金融要素は含まれておりません。

5. ヘッジ会計の方法

(1) 金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……借入金の利息

(3) ヘッジ方針

金利の変動によるリスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っておりますが、投機的な取引は行っておりません。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度計上額

145百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産について定期的に回収可能性を検討し、当該資産の回収が不確実と考えられる部分に対して評価性引当額としております。回収可能性の判断においては、将来の課税所得見込額と実行可能なタックス・プランニングを考慮して、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると考えられる範囲で繰延税金資産を計上しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において、繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損損失に係る見積り

①当事業年度計上額

当事業年度において計算書類に計上した金額のうち、医薬品事業に係る資産及び共用資産の金額は有形固定資産及び無形固定資産4,427百万円であります。当事業年度において、当社及び医薬品事業の営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなったことから医薬品事業に係る資産及び共用資産を含む、より大きな単位で減損の兆候があるものと判断しましたが、減損の認識の判定において割引前将来キャッシュ・フローの総額が当事業年度末時点での医薬品事業に係る資産及び共用資産の固定資産計上額を上回ることから減損損失を認識しておりません。

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は固定資産のグルーピングを管理会計上の区分に基づき実施しております。また、共用資産については、共用資産を含む、より大きな単位でグルーピングを行っています。減損の兆候のあるものと判断した医薬品事業に係る資産及び共用資産の減損損失の認識における割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、医薬品事業に係る資産及び共用資産の継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローにより算定しております。

継続的使用による将来キャッシュ・フローは、取締役会で承認された中期経営計画を基礎として算定しております。

また、使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローは将来時点の正味売却価額であり、外部の専門家による鑑定評価額を基礎とし、当該鑑定評価額から過去実績などを参考に合理的に見積もった処分費用見込額を控除して算定しております。

中期経営計画の前提となった仮定に変更が生じた場合又は鑑定評価の前提となった対象物件周辺の不動産市況に悪化等が発生した場合、翌事業年度以降の固定資産の減損の見積りに影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

	5,492百万円
--	----------
2. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価に係る繰延税金負債を負債の部に、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価を行った土地の期末における 時価と再評価後の帳簿価額との差額	△1,124百万円
(注) 上記の時価と再評価後の帳簿価額との差額のうち、賃貸等不動産に関するものについては、△1百万円含まれております。	
3. 関係会社に対する債権債務

短期債権	1,511百万円
短期債務	4,819百万円
4. 電子記録債権

貸借対照表には、信託受益権等を設定した上で現金化を留保している電子記録債権963百万円が含まれております。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
売 上 高	2,135百万円
営 業 費 用	9,783百万円
営業取引以外の収益	410百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の数	
普 通 株 式	608,971株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生 の 主な原因

退職給付引当金、未払賞与の損金不算入等であります。

2. 繰延税金負債の発生 の 主な原因

その他有価証券評価差額金、土地再評価に係る繰延税金負債であります。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度からグループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、コンピュータ等の一部については、リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事 業 の 内 容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)
子会社	日本薬品工業株式会社	東京都千代田区	160	医薬品の製造販売	(所有) 直接 100.0
関連会社	ジャパンソファルシム株式会社	東京都千代田区	10	医薬品の仕入・輸入販売等	(所有) 直接 6.1 (被所有) 直接 19.7

種 類	会社等の名称	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	日本薬品工業株式会社	製品製造委託先 商品仕入先 役員の兼任	製品の製造委託 及び商品の購入 不動産の賃貸 法人税の精算	7,261 67 232	その他の流動資産 電子記録債務 買掛金	1,503 2,593 956
関連会社	ジャパンソファルシム株式会社	商品及び 原材料仕入先 役員の兼任	商品及び原材料 の購入	2,557	電子記録債務 買掛金	911 331

(注) 仕入その他の取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)「4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載されているとおりであります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額

2,802円53銭

1 株当たり当期純損失金額

△95円59銭

損益計算書上の当期純損失

△349百万円

普通株式に係る当期純損失

△349百万円

普通株主に帰属しない金額

－百万円

普通株式の期中平均株式数

3,652千株